

イギリススポーツ政策研究(1)

内
海
和
雄

目次

第一部 スポーツ政策の変遷

第一章 一九六〇年代以前の社会背景とスポーツ政策

1 戦前・中

(1) 社会背景

(2) 一九三七年法の確立と背景

2 ベヴァリッジレポート以降

(1) 社会背景

(2) 一九五〇年代までのスポーツ

第二章 一九六〇年代のスポーツ政策

1 社会背景

- 2 パーミンガム大学体育部
 - 3 青年問題と地域
 - 4 ウォールフェンデンレポート
 - (1) ウォールフェンデン委員会の任命
 - (2) ウォールフェンデンレポートの内容
 - (3) 事実状況と推奨
 - (4) ウォールフェンデンレポートの意義
 - 5 ウォールフェンデンレポート以降―国のスポーツ援助―
 - 6 スポーツカウンシル（諮問機関）の設立
 - 7 スポーツ計画と実態調査
- 第三章 一九七〇年代のスポーツ政策
- 1 社会背景
 - (1) 社会福祉の前進
 - (2) 福祉国家の終焉？
 - 2 スポーツカウンシル（執行機関）の設立
 - 3 スポーツは基本的権利
 - 4 自治体の活動
 - 5 都市問題の露見
 - 6 C C P R とスポーツカウンシルの関連

第四章 一九八〇年代のスポーツ政策

- I 社会背景
 - (1) サッチャー政権
 - (2) 社会不安、都市不安
- 2 社会問題とレジャー・スポーツ
 - (1) スポーツへの介入と介在
 - (2) 失業者とスポーツ
- 3 「スポーツ・フォー・オール」の実態
- 4 スポーツカウンシルの戦略
 - (1) 『地域におけるスポーツ―一〇年計画―』(一九八二)
 - (2) 『地域におけるスポーツ―九〇年代へ向けて、八八〜九三の戦略―』(一九八八)
- 第五章 一九九〇年代のスポーツ政策
 - 1 サッチャーからメジャーへ
 - 2 強制競争入札
 - 3 教育改革
 - 4 スポーツ行政機構改革
 - 5 スポーツカウンシル
- 第六章 戦後スポーツ政策の時期区分
 - 1 ヘンリー氏の時期区分
 - 2 内海の時期区分

(以上本号、以下次号)

第二部 スポーツ政策の構造

第七章 イギリススポーツ行政の構造

1 スポーツカウンシルの構造と機能

2 地域スポーツクラブの課題

3 スポーツ振興施策

第八章 スポーツ関連法、税制

第三部 スポーツ政策の理論

第九章 スポーツ政策研究の誕生

1 福祉国家からマネタリズムへ…政策の危機

2 レクリエーション・マネージメント学科の発展

3 スポーツ政策研究の動向…一九八〇年代の特徴

第十章 公共性と私事性をめぐって

1 福祉国家論とスポーツ

2 政治経済理論とスポーツ

3 公共責任、スポーツ産業、ボランティア

補論 デニス・ハウエル研究

はじめに

日本における一九七〇年代は国民のスポーツ普及にとって、スポーツ権理論の発展と同時に行政施策が一定程度進展した時期である。しかるに、八〇年代以降は「小さな政府論」にもとづく行政「改革」が進み、福祉国家として成されるべき諸施策が未発達なまま「日本型福祉社会論」の下に個人責任論、受益者負担論が強化されてきている。そして国や地方自治体のスポーツ行政責任も曖昧化され、その分スポーツ産業の育成やそれへの民間委託が強化されている。

こうした背景の下での理論課題として、スポーツは本来的に「公共的かつ集団的な性格」であり、私事的なイデオロギーはアマチュアリズムの下に形成されたものであること、そして最近のスポーツ界の動向はその高度化においても大衆化においても公共性が復権しつつある事を拙著『スポーツの公共性と主体形成』で展開した。そしてそのより具体的な実証として戦後日本のスポーツ史の前半を『戦後スポーツ体制の確立』としてまとめた。しかしその一方で、資本化への過度な傾斜が国民のスポーツ享受における諸問題を引き起こしている。こうして、スポーツの公共性と私事性をめぐる論点は日本のスポーツの民主主義的発展にとって焦点となつていく。

さて、イギリスは近代スポーツ発祥の地としてばかりでなく、六〇年代から七〇年代にかけてのスポーツカウンシルの形成・発展の国としても日本に馴染み深い。特殊法人(Quango)としてのスポーツカウンシルは、政治からのスポーツの自治の保障、スポーツにおける福祉政策の具体化として、七〇年代の日本における「モデル」として持て囃された。しかるにわが国の八〇年代の民営化路線強化の中で、スポーツカウンシルに関する記述は極端に減少した。民営化路線とは対局にあると思われるスポーツカウンシルに触れること自体が一つの政治性を示すからである。日本の研究者の思想傾向の一端を示す如実な指標である。

八〇年代のイギリスにおいて、スポーツ政策もまた複雑かつ積極的な発展を遂げてきた。と同時に九〇年代に入る

と自治体業務の大半が強制競争入札に掛けられるという民営化の波の真只中にある。しかし戦後の福祉国家の実績は、その民営化を単純に許容しているわけではない。公共責任と産業化、そして伝統の民間スポーツクラブの関わり、それぞれの役割の深化等、より尖鋭化された現象、それをめぐる理論の活発さなど、日本の現象と表面的には一致しながらも、日本が今後直面するであろう諸問題に対して、多様な実験を蓄積している。

本研究では、スポーツ政策の公共性と私事性をめぐる対立とその関連の視点から、イギリスの問題状況の総体把握を課題とするが、本稿ではその第一部として、スポーツ政策の歴史を展開する。

第一部 スポーツ政策の変遷

ここで言うスポーツ政策とは、政党、行政、民間組織ないし運動、企業等の推進するスポーツ施策を総称する広い概念として使用する。尚、パブリックセクター (Public Sector)、主に公共部門)、ボランティアセクター (Voluntary Sector)、主に民間の自主的活動部門)、そしてコマースシャルないしプライベートセクター (Commercial or Private Sector、主に企業部門) は、そのままカタカナで使用する。

第一章 一九六〇年以前の社会背景とスポーツ政策

イギリスのスポーツ政策の歴史を後付ける上で、一九六〇年を境とするのはイギリスの研究者に共通するが、それはウォールフェンデンレポートが分岐点になっているからである。

1 戦前・中

(1) 社会背景

第一次世界大戦が帝国主義戦争一色であり「国王と国のために」戦うのが国民感情の一般であったとすれば、第二次世界大戦は帝国主義戦争の様相も持ちながらも、中心的性格としては反ファシズムの民主主義擁護の戦争、ファシズムに対する「民衆の戦争」となり、イギリスは連合軍の中核を形成した。この総力戦の中で、イギリスでは挙国体制が確立して労働党も内閣に加入し、労働組合も石炭産業を中心に強化化した。こうして戦争と社会改革が意識的に結合され戦後の福祉国家建設へとつながっていった。

国家による経済への積極的介入は第一次世界大戦時の教訓を背景としており、「計画経済」はソ連の経済計画の影響もあった。

戦時中の一九四二年一二月のベヴァリッジレポート『社会保険および関連サービス』⁽¹⁾は終戦後のイギリス再建案の一つとして、特に社会保険と関連サービスについて、「揺籠から墓場まで」の青写真を提起した。この背景には、イギリス「左傾化」の時代があった。一方、「個人主義者協会」などの資本家階級による反ベヴァリッジ⁽²⁾反人民戦線的傾向もあり、またベヴァリッジ・プランの受諾を渋ったチャーチルの最大の理由は対米配慮であった⁽³⁾。その成立とその後の具体化の中で、労働党とその閣僚（連立政府内）の努力、労働組合の協力は特筆すべき事である。

レポートの内容は、次のような「5悪」に対する全面攻撃の一大政策体系であった。

a 「窮乏」を根絶する社会保障政策

b 「疾病」と戦う保健・医療保障政策

c 「無知」を克服する教育・科学政策

d 「不潔」を駆逐する住宅・土地・運輸・都市Ⅱ農村計画・環境・地方自治政策

e 「無為」を追放する労働・産業・雇用政策を含む経済政策、である。

こうして一九三〇年代後半にファシズム諸国の権力国家への対抗語として鑄造された「福祉国家」は、いわゆるベヴァリッジレポート以降にイギリス国内のみならず国際的にも一般化した。

(1) Beveridge, W., *Social insurance and allied services*. November 1942. ハウスマリッジレポート『社会保険および関連サービス』山田雄三訳、至誠堂、一九六九年。

(2) 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』東大出版会、一九九〇年、二二三頁。

(3) 同前、二四〇頁。

(2) 一九三七年法の確立と背景

一九三五年、教育院 (Board of Education) が挺入れをしてレクリエーションの身体訓練中央評議会 (Central Council for Recreative Physical Training: CCRPT) を設立し補助金を与えた。スポーツ団体の統合のためである。一九三七年に身体訓練・レクリエーション法 (Physical Training and Recreation Act) が成立し、それによって国民体力評議会 (The National Fitness Council: NFC) が創設され、施設建設を援助するために自治体やスポーツ団体への資金配分などの権限を与えた。対ドイツ戦争との関連で促進されて成立した。CCRPTのNFCへの合併が画されたが、自治を主張してはねつけた。NFCは国民体力キャンペーン (National Fitness Campaign) を

開始したが、一九三九年九月、戦争の勃発にともないNFCの活動は停止した⁽¹⁾。しかしCCRPTへの援助は教育院から継続された。

この法律によりレクリエーションへの国家援助の原理が確立されたといわれる⁽²⁾。戦後もこの法律によってスポーツ団体への補助金が支出されてきた。

この法律の成立の背景には次のような要因があった。まず、対ドイツ戦争を抱えて、国民の健康や体力問題への深刻な実態があったこと。失業問題と大陸からのファシズム青年運動の影響への懸念もあり、レクリエーションがその対策として意義を有したこと、そしてこの戦間期はそうした諸問題を有しながらもレクリエーション、レジャーそれ自身の国民要求の高揚があったこと、である⁽³⁾。

第一次大戦は以前には見られないほど経済と社会の国家統制と法制化を必要としたが、これはレジャー分野においても例外ではなく、戦間期は経済不況、失業の時代にも拘らず、レジャー拡張の時代でもあった⁽⁴⁾。

こうした関心が、国家によるスポーツへの介在に対する伝統的な保守的抵抗を少し覆したように見える⁽⁵⁾。一九三九年には登山法 (The Access to the Mountain Act 1939) が成立し、登山の普及が促進された。上記の2法律は、関連組織や大衆の要望の結果でもある。こうして戦間期の一九三九年まではレクリエーション団体の全国レベルへの拡大期としても特徴付けられる⁽⁶⁾。設立された身体訓練的組織としては、次のようなものがある。

- 「全国少年クラブ協会 (The National Association of Boy's Club)」一九二五年
- 「全国プレイングフィールド協会 (The National Playing Field Association)」一九二五年
- 「レクリエーションの身体訓練中央評議会 (The Central Council for Recreative Physical Training)」一九三五年。一九四五年より「身体レクリエーション中央評議会 (The Central Council for Physical Recreation) :

CCPR)」と改称。

● 「遊歩協会 (the Rambler's Association)」一九三五年

ともあれ、当時の国家的政策はCCPRPTへの援助のみであり、一九三〇年代の終了までのレジャー・スポーツ施策はパブリック、ボランティア、そしてコマースシャルセクターによる実質的に混合経済 (mixed economy of leisure: state (public), voluntary, commercial) が続いた⁽⁷⁾。とはいえ、全体的に低位の水準であった。

- (1) 青沼裕之「一九三七〜一九三九年のイギリスにおける身体訓練・レクリエーション政策の展開」『スポーツ史研究』第7号、一九九四年。
- (2) Henry, I., (ed.) *Management & planning in the leisure industries*, Macmillan, 1990, p. 9.
- (3) Haywood, L., Henry, I., et al, *Understanding leisure*, Stanley Thornes (Publishers) Ltd., 1989, p. 21.
- (4) Gratton, C. & Taylor, P., *Government and the economics of sport*, Longman, 1991, p. 8.
- (5) Henry, I., 'Sport and the state: the development of sports policy in post-war Britain', *Social Scientific Perspectives*, British Association of Sports Science Monograph, No. 2, White Line Press, 1990, p. 43.
- (6) Henry, I., (ed.) *op. cit.*, p. 10.
- (7) Henry, I., *ibid.*, p. 11.

2 ベヴァリッジレポート以降

(1) 社会背景

一九四五年七月総選挙で、労働党アトリー内閣(一九四五〜一九五二)が誕生し、『ベヴァリッジレポート』の社

会保険制度、国民医療制度の実現、完全雇用の維持などと共に、英国銀行、燃料・動力産業、鉄鋼業など基幹産業の国有化を謳った。この福祉国家政策は基本的には一九七〇年代まで保守党も踏襲した。両党の蔵相名を結合した「バツケリズム」という造語が生まれるくらいに、労働党、保守党の福祉国家政策は共通性を持った。⁽¹⁾

戦後は旧植民地も民族独立運動の高揚の中で次々と独立し、大英帝国の崩壊を意味した。一九四七年八月にはインドが独立、一九四九年四月四日にはNATOが成立しイギリスも参加した。これに伴い軍事費も増大した。

五〇年代の経済上昇、実質賃金の上昇、消費市場が拡大し、「カレード移民」を積極的に受け入れた。彼らは社会の底辺に位置し、都市の密集地に居住した。(そして七〇年代後半以降の不況時には失業の主要な対象とされ、したがって都市不安の温床となった。)また、経済上昇は戦後の諸制度の見直しを迫り、政府をはじめとするいくつかの機関が設けられて再検討を開始した。五〇年代にはティディーボーイズ('Tiddy-boys':一九〇一—一九〇年のエドワード七世時代の服装を真似た一九五〇年代の非行少年)の誕生等、道徳的な混迷も生じていた。これらの青年問題、教育問題に対処するための諸委員会が組織され、それぞれクローザーレポート(Crowther Report, 1958)、アルベマールレポート(Albemarle Report, 1960)、ニュートンレポート(Newson Report, 1963)を提出した。こうした背景の下に身体レクリエーション中央評議会(Central Council for Physical Recreation: CCPR)も一九五八年にウォールフェンデン委員会(Wolfenden Committee)を設立し、一九六〇年にウォールフェンデンレポート(Wolfenden Report)を得た。

五〇年代から六〇年代の中盤までの一四年間は保守党政権(一九五一—一九六四・チャーチル五—五五、イーデン五—五七、マクミラン五七—六三、ヒューム六三—六四)の継続であるが、社会福祉路線の概略は戦後直後のその継続である。

(1) 鬼塚豊吉「イギリス」『世界経済 Ⅲ ヨーロッパ独自の軌跡』馬場宏一編、御茶ノ水書房、一九八八年、五七頁。

(2) 一九五〇年代までのスポーツ

学校教育では一九四四年のバトラー教育法53条により、地方自治体に対して学校のスポーツ施設建設を規定した。強制力はなく、しかも中央政府からのローン認可もなく、住宅、教育、その他の基盤整備が公共投資の上で優先権を持った。⁽¹⁾ 全英陸上競技連盟(AAA)のコーチに対する教育院からの補助は、多少ながら戦前から継続されていた。しかし、戦後直後のスポーツ政策は学校教育を除けば、上記の援助のみで、施設建設や行事等の振興は専らボランティアセクターつまりスポーツクラブに依存しており、庶民には接近しにくかった。福祉政策も住宅、教育、医療等が優先されスポーツやレジャーには未だ届かなかった。こうしたことが、終戦から一九五〇年代にかけての国民のレジャーに関する記述をきわめて乏しいものにさせた。⁽²⁾

スポーツ政策はそれまでと同様に、ボランティアセクター(実質的にはCCPR)⁽³⁾に委ねられていた。戦後もCCPRは教育科学省(Department of Education and Science)より補助金を受け、その独自の財政は小さかった。コーチング計画、ナショナルスポーツセンター(一九四六〜七二年の間に七つ建設)の運営を司り、実質的なスポーツ政策を推進してきた。⁽⁴⁾

一九四八年にはロンドンオリンピックが七月二九日から八月一四日までウエンプリー競技場で開催された。

戦後、労働党政府はアーツカウンシル(The Arts Council 1947)と全国公園委員会(The National Parks Commission, 1949)を設立し、レジャー政策を充実させながら、レジャーへの政府の参加('involvement' 未だ interven-

表 1-1

労働時間	1951	1964	1973
平均週労働時間	44.6	41.2	38.1
平均年労働週	46.4	46.1	45.0
年平均労働時間	2071	1904	1715

tionではない)を強めた⁽⁵⁾。

一方、戦後一五年間、青年組織の置かれた実態は惨めであつた⁽⁶⁾。

一九五一年当時の国民の労働時間を見ると(表1-1)、年間の平均労働時間が二〇七一時間であり、レジャーへの時間的余裕がなかつたとされる。

(1) Gratton, C. & Taylor, P, *Government and the economics of sport*, Longman, 1991.

(2) Coghlan, J. F., et al., *Sport and British politics since 1960*, The Falmer Press, 1990, p.76. Gratton & Taylor, *ibid.*, p. 118.

(3) Coalter, F., et al., *Recreational welfare—The rationale for public leisure policy—*, Avebury, 1988, p. 48.

(4) Evans, H. J., *Service to Sport—The story of the CCFR, 1935 to 1972—*, The Sports Council, 1974, p. 66.

(5) Haywood, L., Henry, I., et al., *Understanding leisure*, Stanley Thornes (Publishers) Ltd., 1989, p. 218.

(6) Evans, H. J., *op. cit.*, p. 89.

第二章 一九六〇年代のスポーツ政策

1 社会背景

一九五〇年代は、特に一九五八年以降の景気上昇のなかで、「豊かな社会」(マクミラン首相)が実現された。六〇年代を通して実質賃金の上昇、産業部門・サービス部門でのニューテクノロ

ジの発展、労働時間の減少、そして低失業率が新たな大衆消費市場を出現させた。⁽¹⁾ 六〇年代半ばから七〇年代へ経済危機機（スタグフレーション⇨物価上昇と失業増加の同時進行）が進み、六七年不況時の失業率はその後の景気回復時にも好転はしなかったが、一九六〇年代末まで、イギリスの経済と雇用は相対的には安定していた。⁽²⁾

一九六三年にECへの加盟を拒否され（二〇年後の七二年一月加盟）、一方で「大英帝国」が崩壊し、六〇年代のはじめには一二の植民地がイギリスから独立した。

「大衆消費社会」が成立し、文化的には「寛容にみちた社会」⇨タブーへの挑戦や、五〇年代後半からの青年問題の深刻化が顕著となった。六〇年代半ばには「セックス解放」が流行した。

一九六四年一〇月に労働党政権（一九六四―七〇、ウイルソン）が誕生し、福祉改革主義路線を掲げた。これは一面では個人の権利をレジャーにも適用し、これまでの伝統的なプーラリズム（多元主義：Pluralism）的な外的なレジャー重視つまり、公共の不作為でなく、まさにレジャーそれ自身の価値を重視した内的な位置付けを持った公共による作為の政策を志向した。こうした志向と政策はこれまでになかったことである。そしてこの時期の諸施策が七〇年代における政府の介在の拡張政策の基調を形成した。⁽³⁾

(1) Henry, I. (ed.), *Management & planning in the leisure industries*, Macmillan, 1990, p. 13.

(2) 鬼塚豊吉「イギリス」『世界経済 Ⅲ ヨーロッパ独自の軌跡』馬場宏二編、御茶ノ水書房、一九八八年、五〇頁。（図一

〇八頁参照）

(3) Henry, I., *The politics of leisure policy*, Macmillan, 1993, p. 18.

2 バーミンガム大学体育部

ウォールフエンデン委員会設置に大きなインパクトを与えたのはバーミンガム大学体育部による著書『スポーツの世界におけるイギリス—国際的競技スポーツ参加に含まれる要因の検討—』⁽¹⁾の出版である。近代スポーツの発祥の地としてのプライドがあり、また近代オリンピックをリードしてきたイギリスの近年における競技力の相対的な低下を危惧して、いくつかの側面から、外国との比較も含めて冷静に分析したものである。デービッド・マンロウ (Munrow, A. D.) やピーター・マッキントッシュ (McIntosh, P. C.) を擁するこのバーミンガム大学体育部はその後のイギリスのスポーツ社会学、そしてスポーツカウンシルにおけるスポーツ政策の上でリーダーシップを発揮するが、スポーツ担当大臣を務めた労働党の下院議員デニス・ハウエルの地盤がバーミンガムであることもあり、両者の協同は大きな力を発揮した。

さて、イギリスの競技力の相対的な低下の原因は、大まかにみていくつかの原因が考えられる。一つは厳密なアマチュアリズムが未だ強いことである。すでに社会主義国のスポーツ進出もあり、ステートアマチュアという用語は未発生だが、国家の総力体制に支えられた強さが少しづつ見え始めていた。西ヨーロッパの国々においても、すでに多様な形で国家援助を与えており、イギリスのような「古典的な」アマチュアリズムにもとづく個人主義の歴史的な限界が来ていた。

第二は政府からの補助金の少なさである。一九三七年以降、CCPRに対する若干は有ったものの絶対額は少なかった。戦後のスポーツの高度化は、余暇時間にたしなむ程度ではもはや対応できず、時間と資金を要する段階に入っていたからである。

第三は施設不足である。イギリスのスポーツは伝統的にボランティアな地域単一種目クラブに支えられてきたもの

であり、ヨーロッパ諸国の総合的種目クラブとの差異がある。しかもそれらは会員制であり、社会的なミドルクラスまでを対象としていた。国や自治体のスポーツ施設も未だ少なかったから、一般国民はサッカーやラグビーなどの観客としての参加はあっても、自らのプレーヤーとしての参加は極度に制限されていた。スポーツ施設はヨーロッパ諸国との比較においても貧困であった。

こうしたことが相対的な弱体化の原因であった。それらへの対策として、このバーミンガム大学の著作は「スポーツ分野のリーダーシップを取るべき」「スポーツ諮問又は統括評議会 (A Sports Advisory or Governing Council)」の設置を提唱した。これは後のウォールフェンデンレポートにも引き継がれ、やがてスポーツカウンシルの設置へと連なるものである。

さて、この著書では巻末に次の5つの質問を提起した。これらは当時の競技力水準におけるイギリスの抱える問題点が如実に示されて興味深い。

- a 今後、国際大会への完全な出場か、ここらで撤退した方がよいのか。
- b 参加者の関心に奉仕することを維持し得る活動の自由を保ちながら、必要な財政補助を得ることができらうか。
- c 今日の社会構造の中で、「アマチュア」と「プロフェッショナル」という用語は何等かの積極的な意義を持つのか。
- d スポーツや教育は一致して、スポーツ参加の主要な目標として「スポーツマンシップを強調することができるか。
- e それぞれの青年が自らの選択によってスポーツを学び、それに参加するためのよりよい機会を提供するために、スポーツはいかに協力できるだろうか。

以上のうち、aの背景には、相対的な競技力の低下によるイギリスのプライドがあり、bではアマチュアリズムの崩壊過程の中で、何等かの資金援助を「援助非介入」によって期待したものである。cはアマチュアリズムの崩壊、そして一方でのイギリスの保守性の中での問いであり、dは同じくその中でスポーツマンシップの重要性を再認識し、そして最後のeでは当時の青年問題への関わりも見える。

以上のように、イギリスの国際的水準の競技力低下を憂えながら、CCPRよりも強固な組織「スポーツ諮問又は統括評議会」を提唱した。そして、スポーツ分野から当時の青年問題への関心を示している。つまりこれはこの本の意図した競技力の向上というレベルの問題ばかりでなく、すでにスポーツの大衆化、そして未だ公共的責任とは言い足りないが社会的対応を警鐘したものであり、その着想はウォールフェンデンレポートに全面的に継承されることになる。

(一) Birmingham University, Physical Education Department, *Britain in the world of sport—An examination of the factors involved in participation in competitive international sport*—, PEA (Physical Education Association), 1956.

3 青年問題と地域

一九五〇年代の後半は「豊かな社会」の中で、戦後社会のいろいろな枠組みが大きく変化をした。その一つの典型が青年問題である。特に戦後一五年間の青年の置かれた状態は惨澹たるものであり、政府も諸委員会を設けて検討を始めた。例えば一九五八年にはクロザーレポートが出され、一九六〇年にはアルベマールレポート、そして一九六三年にはニューソンレポートが出され、青年問題への施策が始められた。

そうした中で、「アルベマール委員会 (Albemarle Committee)」は一九五八年一月に文部大臣より任命された。諮問は「地域生活の中で、また変化する社会的産業条件や教育事業他の部門での最近の傾向の中で、イングランドとウェールズの青年事業がいかに貢献できるのかを検討すること、そして財政支出に関して何を最優先にすべきかを答申すること」であり、委員は一三名であった。

約七〇団体からの資料収集やヒアリングにより、青年問題の实情と対策を検討した。特に一四〜二〇歳の年齢層において問題は深刻であり、学校卒業直後の青年たちの地域生活は悲惨であった。施設、指導員、財政、組織その他あらゆるものが欠如していた。青年たちの依存すべき場所が地域に何も無かった。こうしてアルベマールレポート『イングランドとウェールズにおける青年事業』⁽²⁾が一九六〇年二月に提出された。委員会の設立はウォールフェンデン委員会よりも遅いが、答申は約八カ月早かった。

レポートの目次は以下のように青年の実態から、青年事業の活動、施設、スタッフ、財政等全般にわたっている。はじめに

第一章 青年事業 昨日と今日

第二章 若人 (1) 変化の実態 (2) 若人の世界

第三章 青年事業の正当性と目的

第四章 明日の青年事業

第五章 活動と施設

第六章 スタッフと養成

第七章 財政

第八章 ウェールズ的位置

第九章 青年事業と社会—新たな焦点

第十章 推奨と優先性

この間、ウォールフェンデン委員会とのコンタクトもとりながら、青年事業への推奨を約四四項目にまとめた。その中で、先ず政府の態度を強調した。具体的には専門家の養成に財政的にバックアップすること、そして文部省が即座に「青年事業推進カウンスル」を設立すべきであるとした。これはウォールフェンデン委員会が「スポーツ推進評議会」の提言をしたことと関連があるであろう。

さて、この青年事業の中にはいろいろな分野での活動があるが、その一環に、地域自治体レベルでの諸機関とスポーツ施設との協調も提起している。スポーツ問題の重点はウォールフェンデン委員会に委ねつつも、「身体的レクリエーションの提供」の項目を設けて、ウォールフェンデン委員会との内容的な連携も密にしている。

このアルベマール委員会や次のウォールフェンデン委員会が活動を開始した頃、一九五九年の総選挙で保守党が政権をとった。選挙政策の一つに、保守党からは『レジャーの挑戦』(Challenge of Leisure)、労働党からは『生活のためのレジャー』(Leisure for Living)が出された。両者ともに年五〇〇万ポンド予算のスポーツカウンスルの設立を提案した。その後、六一年には『スポーツ—イギリス共産党の計画』も出された。それぞれにスポーツがもはや国民の文化として必須であるとの前提に立ち、スポーツへの国家介入は不可避な趨勢となっていた。

(1) Evans, H. J., *Service to sport—The story of the CCPR, 1935 to 1972*—, The Sports Council, 1974, p. 89.

(2) Albemarle Report, *The youth service in England and Wales*, Ministry of Education, HMSO, February 1960.

(3) Levenson, Stanley, *Sport-A communist party plan*, December 1961.

4 ウォールフェンデンレポート

(1) ウォールフェンデン委員会の任命

先のパーミンガム大学グループによる著書はスポーツ関係者や広く国民に、「相対的低下」の実態とその背景を事実をもって示し、多くの反響を呼んだ。これを受けて、CCPRでは、以下の二つの目標をもって独立した委員会を設けた。第一の目標は「この国のスポーツの一般的な状況を検討する」ためであり、第二は「地域社会の一般的な福祉を促進する上で、もしもスポーツ等がその一部を成し得るとすれば、行政や、ボランティア組織ができることを推奨する」ことにあった。委員は一〇名であり、パーミンガム大学のA・D・マンロウもいた。委員会秘書には、CCPRの書記を長年勤めウォールフェンデンをして「CCPRの生き字引」と言わしめたH・J・エヴァンスが勤めた。(エヴァンスは後にCCPRの歴史『スポーツへの奉仕—CCPR、一九三五—一九七二の物語—』一九七四年、を執筆した。)

委員長にはサー・ジョン・ウォールフェンデンを迎えた。ウォールフェンデン自身はオックスフォード大学でのホッケー「ブルー」を持つスポーツマンであり、当時、レディング大学副学長を務めていた。丁度、内務省での「同性愛の攻撃と売春」委員会の委員長を終了したところであり、このCCPRの申出に快く応じた。⁽¹⁾こうして、ウォールフェンデン委員会は発足した。一九五七年一〇月のことである。

この委員会は独立性を維持し、個々の委員レベルでは個人や団体との会合を重ね、会議は延べ五八日間にわたった。委員会では質問事項を作成し、CCPRと身体的レクリエーションスコットランド評議会(SCPR)傘下の団体、

その他の団体や個人に対し「調査書」を配布した。それには文書および口頭で回答を寄せた団体は二〇六、文書回答を寄せた個人は一〇二人、そして口頭で回答を寄せた個人は三六人に上った。

また、同時に進行していたアルベマール委員会との協力も密接であり、時々の情報交換がなされた。このウォールフェンデン委員会の活動範囲の広さと活動規模の大きさが理解できる。さて、「調査書」は次頁のようである。

このように、バーミンガム大学の著書、そしてアルベマールレポートと関連しながら、しかもスポーツを取り巻く当時のイギリスの時代性も反映しながらこの調査は行われた。この調査項目それ自体が当時の問題状況を映し出している。

(1) 「ブルー」とは、オックスフォード大学とケンブリッジ大学のスポーツ対抗戦に代表として出場した選手に与えられる称号である。いわゆる「文武両刀」の「ジェントルマン」の典型的な像である。スクールカラーがそれぞれ「ダークブルー」と「ライトブルー」であるところから得られた。日本の大学のスクールカラーもここからヒントを得たものである。

また、イギリスの大学では、学長に学外者を名誉職的に置く慣例があり、副学長が実質的な学長職であることが多い。

(2) ウォールフェンデンレポートの内容

ウォールフェンデン委員会では上記の調査を基に多数の資料収集、ヒアリングを行った。また多くの関連機関との協議も重要であった。特に、国会超党派スポーツ議員連盟会長であり、労働党の大臣経験者であり、かつオリンピッククメダリストでもあったP・ノエルベーカーの尽力は特筆に値する。議員連盟は当初、英国オリンピック委員会(British Olympic Association: BOA)の資金収集のために結成されたが、その後スポーツに関する諸税をはじめ種々

調査書

(A) あなたのスポーツについての質問

質問1 活動内容

あなたの活動について次の点に回答してください

- (a) 現在この国で活動していること
- (b) 10年前に活動していたこと
- (c) 先の戦争直前に活動していたこと

解説的な記述も歓迎致します。例えば、組織の公式会員と非公式会員の参加状況の差なども。

質問2 問題と障害

現在あなたの組織ではどのような問題、障害を抱えていますか、そしてそれらを実践的に克服する上で、どのような示唆を求めていますか。以下の質問にお答え下さい。

- (a) 財政
- (b) 施設
- (c) 人材 (i) 有給 (ii) 無給

(a) では、現在の収入の財源とその割合について、(b) では既存の施設が十分に活用されているかどうか、そして(c) ではコーチングの必要性にどう対処しているかが最も知りたい点です。

質問3 助言かつ協力機関

既存のスポーツに関わる協力、助言機関による可能なサービスについて、あるいはそうしたサービスが改善され得る方法についてご意見がありますか。

質問4 アマとプロ

現在、スポーツ種目間でアマとプロに関して異なった概念や実践によって起きている混乱に対して何等かの対応が取られるべきであると考えますか、現状に満足ですか。もしもアマとプロの識別が続くなら、あなたの種目では、すべての種目に共通するアマチュア概念を再考する考えはありますか。(アマチュアリズムについてのあなた方ご自身のご意見や、あなた方の活動が国際的な同意を得られているかどうかについても記述してください。)

質問5 日曜日のプレイ

日曜日のプレイについてあなたの協会では何等かの公式見解を持っていますか。

質問6 ラジオとテレビ

人々があなた方の活動に参加する上でラジオとテレビは大きな障害となっていると考えますか、あるいはあなた方の財政上、逆の効果をもたらしていますか。

質問7 学校と卒業後

あなた方の活動では、学校と卒業後の関係は円滑になされていると考えますか、

あるいは卒業後の若者たちに参加するようにより強く奨励する必要性がありませんか。子どもたちのトレーニングの上で、(a) 学童期、(b) 卒業後に、どの様な調整が必要だと考えますか。

質問 8 活動の価値

あなた方の活動が、どの様な方法で次の点での促進ができるかお答えください。

- (a) 身体的な健康
- (b) '心理的な' 健康とは何か
- (c) '性格形成' として普通何が考えられるか。

質問 9 家族の参加

家族のメンバーや年齢の異なった人々が一緒に参加することを奨励したり、可能とする上であなたのスポーツはどの様な方法を持っていますか。

(B) スポーツ一般についての質問

質問 1 スポーツの全国組織について

この国のスポーツの一般的な供給状況や組織についてどの様に考えますか。特に次の項目についてお答えください。

- (a) スポーツの国内団体間でのより多くの協力、共同が必要かどうか。
- (b) 政府組織(例えば政府の省庁や自治体)とボランティア組織(全国、地域)との適切な協力関係があるかどうか。
- (c) 既存施設(地域や国立の)の最善の活用がなされているかどうか。
- (d) この国のスポーツ普及のために政府からのさらに増加した財政的援助や他の公共援助の可能性をあなた方は歓迎しますか、嘆きますか。

質問 2 勝利について

'楽しみのためにプレイする' ことに比較して '勝つためにプレイする' というのは強調され過ぎると思いますか。

質問 3 新聞について

新聞やスポーツライターの影響は利点があると思いますかそれとも害ですか。もし両方なら、どの様な方法によるか具体的に書いてください。

質問 4 国際競技について

国際競技について次の点でお答えください。

- (a) スポーツにとって一般的に良いことですか。
- (b) 競技者にとって良いことですか。
- (c) 国際関係にとって良いことですか。

もしも国際競技会が継続され、イギリスも参加を継続するなら、イギリスの名誉を高めうる方策についてお考えですか。

の法的な問題も議論した。⁽¹⁾ 一九五八年二月にはノエルベーカーの招きでウォールフェンデンは議員連盟で講演し、援助金、政府機構の在り方、イギリススポーツの伝統などについて意見交流をし、議会への支持を仰いだ。

既述のアルベマール委員会との協調も重要であった。非公式だが密接な意見交流を行い、相補的関係をそれぞれに自認し、共に地域スポーツの重要性を強調した。

ウォールフェンデンは一九六〇年九月二八日にワルドーフホテルで記者会見を行い、レポートを公表した。時はローマオリンピックの直後であり、イギリススポーツの地盤低下もあり、各界に大きな反響を与えた。レポートは一九六一年二月には一万部売れ、即五〇〇〇部増となった。これは当時の出版事情から見て驚異的なことであった。

さて、このウォールフェンデンレポートは先の調査内容を骨子として構成され、当時のイギリススポーツ界が抱える問題を示して大変に興味深い。そして、それは次のような目次で構成された。

『スポーツと地域社会』⁽²⁾

はじめに

第一章 一般的紹介

第二章 現在の状況

第三章 数種の特別要因と問題

(a) “ギャップ”

(b) 施設

(c) コーチング

(d) 組織、管理、財政

(e) アマチュアリズム

(f) 国際スポーツ

(g) 新聞の影響

(h) テレビとラジオ

(i) 日曜日のゲーム

第四章 スコットランド、北アイルランドとウエールズ

第五章 スポーツ推進評議会

第六章 要約・結論と推奨

(1) Evans, H. J., *Service to sport—The story of the CCPR, 1935 to 1972—*, The Sports Council, 1974, p.147.

(2) Wolfenden Committee, *Sport & the community*, CCPR, 1960.

(3) 事実状況と推奨

この調査やレポートの当時の背景について簡単に記しておきたい。

第一に、戦後イギリスの国民スポーツの状況を示す資料は皆無に近い状態であったから、この様な調査が必要であった。

第二に、スポーツ条件が極めて貧困であった。スポーツがごく一部の人のものであり、地域住民、青年の参加にとつて、まったく条件が整っていなかった。これは施設、スポーツ教室、競技会、コーチング、組織・財政他、スポー

ツに関するあらゆる場面において言えることである。

第三に、新聞による加熱報道に手を焼いていたこと、この辺りからラジオやテレビのマスメディアが進出し始めていたこと。テレビでは、それまでの英国放送協会（BBC）ばかりでなく、一九五五年からは、コマーシャルベースの民放（ITV）も参加して、スポーツ放映を競い始めていた。¹⁾

第四に、日曜日は安息日であり、その日に競技会などスポーツをプレイすることは不謹慎とされる雰囲気未だにあった。

第五に、近代スポーツの発祥の地であるイギリスがこの様な悲惨な状況の中にあること、そしてその国際的な地位の相対的な低下の中で、その国際的な競技会への参加自体への質疑さえ生じていた。

第六に、同時進行していたアルペマール委員会での青年問題対策として地域からのスポーツが大きく見直されていた。

最後に、この頃はすでにアマチュアリズムが世界的に崩壊の時期に入っていたから、種目間でのアンバランスも大きくなり、一概にアマチュア、プロ問題が議論できないくらいに複雑化していた。

この様な状況にあったからこそ、委員会はその諮問に答えるべき内容を答申した。特に青年問題として考えた場合、学校を卒業した子どもたちのスポーツからの遠ざかりは深刻なものであり、その「ギャップ」を埋めることにより青年問題に大きく貢献できることが確認されている。それはウォールフェンデン委員会のみならず、アルペマール委員会でも同様であった。こうしたことから、スポーツ施設建設（特にプールやスポーツセンター）、コーチング制度の確立をはじめとして五七項目を勧告したが、特に次の三点が強調された。

- a 競技団体援助や施設提供のための公的財源をもった国立の「スポーツ推進評議会」の設立

b スポーツ財政への行政的援助・介入
c 施設改善運動の提唱

この中でも最大の内容は、「スポーツ推進評議会」(The Sport Development Council) の設立提案であり、次のような特徴を有していた。

第一に、評議会は六〇人の専門家から構成され、彼等は枢密院議長に責任を持ち、大蔵大臣に直接任命される。
第二に、評議会は既存のアーツカウンシル、大学補助金委員会などの組織に部分的には近いものだが、特定の省庁に結合する必要はない。また、スポーツ省でもない。

第三に、評議会の財政は年間五〇〇万ポンドである。これは一九五八年の総選挙における保守党、労働党のいずれもがその選挙公約に提起したものである。

この「スポーツ推進評議会」の芽は既にバーミンガム大学体育部の著書に「スポーツ諮問又は統括評議会」として提起され、アルベマールレポートの「青年事業推進カウンシル」と同質の、そして保守党や労働党のスポーツカウンシル設立案の政策として提起されていたものとほぼ同様の趣旨で提起されたが、既にこの時点でだれの目にも必須の機関と見られていた。

以上の推奨内容と共に、他の二つの特徴、つまり「行政的援助・介入」と「施設改善」は、いずれも国や自治体の責任による施策を基調としている。これは、スポーツがこれまでの一部のエリートの自己資金による楽しみから、国民一般の享受する文化として十分に意識され始めたことを示している。そして、それまでのアマチュアリズムの個人主義的伝統のまま進むか、公的財源の下に、スポーツの公共性の承認をして新たな道を進むかの分岐点であった。⁽²⁾ この認識はアマチュアリズムの誕生地であり、伝統と保守性の強いイギリスのスポーツ政策史を見る上で極めて重要で

ある。

こうして、ウォールフェンデンレポートは青年問題対策としての、またイギリス全体のスポーツ問題対策として、これまでの援助を受けないボランティアの限界を指摘し、国家や地方自治体の責任を強調した。そして地域からのスポーツ振興の初めてのレポートとして、各界に大きな衝撃を与えた。

(1) Whannel, G., *Fields in vision—Television sport and cultural transformation*—, Routledge, 1992, p. 21.

(2) Coghlan, J. F., et al., *Sport and British politics since 1960*, The Falmer Press, 1990, p. 9.

(4) ウォールフェンデンレポートの意義—公的責任の自覚—

ウォールフェンデンレポートがなぜスポーツカウンシルを提唱したか、カウンシルとは何か、は既に先の記述で明白である。スポーツ省でもなく、特定の行政機関に直属せず、独立した機関であり、既に存在していたアーツカウンシルを模している。当時のイギリス政治は、いわゆるネオコーポラリズムの中にあり、議会からの行政の一定の独立を志向していた。したがって、準政府機関の特殊法人 (Quasi Non Government Organization: Quango) の設立が多くの領域で意図されていた。⁽¹⁾

さて、一九六〇年代はすべてのレジャー政策領域での重要な発展を見たが、スポーツにおける福祉国家論的政策化の起点はこのウォールフェンデンレポートにある。イギリススポーツ界の水準の低下、国家的政策の欠如を自覚し、しかも青年問題へ対応させながらスポーツへの国家的かつ国民的関心を高めた点に特徴がある。⁽²⁾

一九世紀中頃以降、あるいは法的には一九三七年以降、公共機関によるレジャーへの公的援助は少しずつ存在して

きたが、このウォールフェンデンレポートは、スポーツや身体的レクリエーションへの参加と援助を、歴史上初めて個人から社会の責任として認識した点でも画期的であった。

これまでジェントルマンの教養として、いわば貴族や中産階級の独占として享受されてきたスポーツが福祉国家政策の下で一般庶民にも普及し始めたことは、先に見たように青年問題対策や相対的に低下しつつあるイギリススポーツの再興を直接的な背景としている。既にヨーロッパ諸国ではそうした施策が随分進んでいた。そして、福祉国家内のスポーツがこの時期に促進された背景として、既に戦後の学校教育としてスポーツがカリキュラムやクラブ活動としても導入されていたこと、そこでのスポーツ経験をもった生徒が卒業し始めていたこともある。そればかりではなく、特に労働党の中に、スポーツ問題に熱心な層がいたことも幸じていた。それは輝かしい経歴を持つフィリップ・ノエルベーカーがそうであり、またその後もスポーツ行政で大きな力を発揮したデニス・ハウエル等がいた。一方当時の保守党はいわば伝統的保守主義であり、彼等の信条である「保守・忠誠」もまたスポーツによって達成し得ると考えたことが、たとえ労働党主導であったにせよ、福祉国家的スポーツ政策への一定の理解を示したのであった。

とはいえ、福祉国家論の下で労働者階級をも体制化させるために、スポーツが国民スポーツという形態を採って普及され、国家による国民統合の手段化であると指摘するハーグリーブズの発言にも注目しておくことが必要である。

(1) ネオコーポラティズムについて、次の文献を参照。

- 山口定「ネオ・コーポラティズム論における“コーポラティズム”の概念」『思想』一九八二年二月号。
 - 二宮厚美「現代コーポラティズムと官僚機構—イギリスの議論を中心に—」『経済』一九八〇年一〇月号。
- (2) Glypis, S., *Leisure and unemployment*, Open University, 1989, p.24.

(3) Coghlan, J. F., et al., op. cit., p. 8.

(4) Hargreaves, John, *Sport, Power, Culture*, 1986. 翻訳『スポーツ・権力・文化』不味堂出版。

5 ウォールフエンデンレポート以降一国のスポーツ援助―

この間、ヨーロッパ全体としては、東欧が一九五二年のヘルシンキオリンピックに復活した。そして西欧、北欧も含めたスポーツの動向は急激であった。それらは一九六六年のヨーロッパ評議会 (Council of Europe) での「スポーツ・フォー・オール」の採択の基盤を着実に形成しつつあった。

ウォールフエンデンレポートで強く推奨された「スポーツ推進評議会」の設立は「スポーツという非政治事に政府が介入 (intervention) すべきでないという理由⁽¹⁾」でマクミラン政府に拒否された。あるいはスポーツ政策はいまだ非政府組織の領域として見られていた⁽²⁾。そのため、レポートの影響は一時の高揚後、関係者から見ればまことに齒がゆいばかりの無風状態であった⁽³⁾。

こうした状況を打破し、ウォールフエンデンレポートを援助すべく、『西ヨーロッパ諸国におけるスポーツ・身体レクリエーションに対する国の援助―ウォールフエンデンレポート『スポーツと地域社会』の議論への貢献⁽⁴⁾』が一九六二年にバーミンガム大学体育部の D・D・モリノーによって提起された。副題からもわかるように、無風状態に業を煮やした人々を代表してバーミンガム大学グループの与えた刺激策であった。当時、この分野でのバーミンガム大学のリーダーシップが見事に示されている。

さて、モリノーは当時少ない西ヨーロッパ諸国の資料を丹念に集め、各国のスポーツに対する中央政府、国の援助の実態を分析した。西ドイツでは一九六〇年に出された西ドイツオリンピック委員会の『健康、スポーツそしてレク

リエーションのためのゴールデンプランに関するメモ』(通称、『ゴールデンプラン』)に基づき、多くの機関からの支持を得て、急速にその目標を実現しつつあった。その他諸外国のスポーツ界も、早くは第二次世界大戦前から国家援助を得ており、援助体制もそれぞれに確立していた。これに比して、イギリスでは若干の政府援助が法的には一七三七年よりなされていたが、その額の少なさ、国家的な体制の弱さは誰の目にも明白となった。多くの国々での財源は政府の規制する「スポーツ賭け」や「籤」に大きく依存していた。フランスのように直接の国家予算からの補助もあった。それらの補助金は、主にはスポーツセンター、屋外施設などの施設建設に当てられ、さらにスポーツ団体への低利ローンや補助金、コーチング制度への援助等であった。

これらの教訓から見れば、イギリスではウォールフェンデンレポートが推奨するように、スポーツの共同、調整(Coordination)を推進する「スポーツ推進評議会」の設立と国からの補助金の大幅アップは必須なことであった。また、スポーツ政策を国や地方自治体がもっと責任を持って推進すること、そしてそれにはウォールフェンデンレポートが提起したように「スポーツと身体的レクリエーションは地域の身体的、社会的そして文化的な福祉にとって固有の価値をもつ」ことの確信も必要であった。そしてそれらはすでに大衆のものになりつつあることを、ドイツの『ゴールデンプラン』から学び、イギリスの課題とした。

ウォールフェンデンレポートは「プロのサッカー籤からアマへの援助」を倫理上問題であるとして採用しなかったが、モリノーは財政上の点で「フットボール籤を採用せざるを得ない」のではないかと提案した。この辺は、未だ国家からの援助があまり見えなかった時点での折衷案とも見ることができるといえる。

この西ヨーロッパにおける国や地方自治体のスポーツへの援助の実態は、イギリスの伝統的なアマチュアリズムに基づく個人主義の崩壊に大きな衝撃となった。さらにスポーツへの国の援助(公共性)はもはやヨーロッパ諸国では

一般化していることを示した。そして当然にして、そうした思考と提案をしたウォールフェンデンレポートの内容をより容易に受け入れる素地をモリノーの著作は提供したのである。

- (1) Haywood, L., Henry I. et al., *Understanding leisure*, Stanley Thornes Ltd., 1989, p. 237.
- (2) McIntosh, P. C. et al., *The impact of sport for all policy 1966-1984: and a way forward*, The Sports Council, p. 9, 1985.
- (3) Parliamentary debates (Commons): Hansard, Question by Mr. Dalryell, 29 January, 1963.
- (4) Molyneux, D. D., *Central government aid to sport and physical recreation in countries of Western Europe—A contribution to the debate following the publication of the Wolfenden Report—“Sport and the Community”*, Birmingham University, September 1962.

6 スポーツカウンシル（諮問機関）の設立

マクミラン保守党政府が「スポーツ推進評議会」の設立に躊躇している間に、一九六二～四年にかけて、北部スポーツ・レクリエーション諮問評議会 (Northern Advisory Council for Sport and Recreation) が率先して設立され、機能を始めると、それが刺激となり各地にそれ倣う動向も出てきた。と同時にそれはその後のスポーツカウンシル（諮問機関）における地方スポーツカウンシル (Regional Sports Council) の原形 (Prototype) をなした。また、一九六四年一月にはサー・ジョン・ラングのリーダーシップのもとに、住宅・地方自治省と教育科学省から行政関係者が集まりレクリエーション施設の合同提供の可能性を検討した。これは行政の壁を克服しており、その年の八月にレクリエーションに関する合同回状『スポーツ施設の提供⁽¹⁾』を出した。ここでは一九四四年の教育法によっ

て学校はスポーツ施設を提供する義務を持ち、また身体訓練レクリエーション法や公衆衛生法の下で地方自治体は公園やグラウンドそしてプール（バス）などを提供する権限を持っていることを根拠に、しかも関連団体の協力関係の下に、諸施設建設の重要性が確認され、特に学校と地域の相互利用計画 (Dual Use) の推進、そしてボランティアグループによる青年事業への援助なども強調された。この点で、一九六〇年に出されたアルベマールレポートやウォールフェンデンレポートの内容を施設建設の点から強調したものである。この時期、スポーツ施設建設では責任の大半を占めるこの二省による合同会議は、その後の展開にとって重要な意義を持った。

それらの動きに影響されながら、一九六四年一〇月の総選挙への政策作成が進行した。六二年には保守党政権が初のスポーツ担当大臣 (Minister for Sport) にヘイルシャム卿 (Lord Hailsham) を任命しており、政権を獲得した労働党ウイルソン内閣 (一九六四〜七〇) は国民へのスポーツ提供での国家責任の強化をはかり、D・ハウエルをスポーツ担当大臣に任命した。こうして、一九六五年二月三日、二大政党の承認下でスポーツカウンシルが諮問機関として設立された。これはスポーツ場面における福祉国家の自信に満ちた表現でもあった。⁽²⁾

アマチュアスポーツと身体的レクリエーションの発展と行政機関と関連するボランティア組織の間での調整を行い、政府へ助言する機関として誕生した。⁽³⁾ カウンシルには次の四委員会が設けられた。

- a スポーツ発展とコーチ委員会 (議長 A・D・マンロウ)
- b 研究と統計委員会 (議長 R・バニスター)
- c 国際委員会 (議長 Lady・ブートン)
- d 施設計画委員会 (議長 Lord・ポーチェスター)

そして、この国家的な施策をより具体化させる方法として、既に先行していた地方スポーツカウンシルを基礎にい

ングランドを九地方 (Region) に分け、そして地方レベルでのスポーツカウンシルの組織化が進んだ。ウェールズとスコットランドには独自のスポーツカウンシルを設立した。

ところでこのスポーツカウンシル (諮問機関) の設立は、単にスポーツ分野だけを見ているだけではその意義は把握できない。この一九六五年前後はイギリスのレジャー分野における極めて大きな転換点でもあり、その一環としてスポーツも存在したからである。つまり、一九六五年には白書『芸術への政策：最初の一步』(Policy for the Arts: the first steps) が出され、芸術への補助金が増加され、レクリエーション参加の不平等解消が意図された。六七年にアーツカウンシル (一九四六) に New Charter が出され、特殊法人 (Quango) となった。アーツカウンシルの機能は大衆に直接的でなく、プロの芸術家 (芸の高度化) への補助であり、その高度化を通して大衆の芸術参加を促進するという方策である。その理由 (八項目、公共性も含まれる) は、観光事業を通して所得を作り出しているところ。

一九六六年二月には土地・自然資源省より白書『田園でのレジャー』(Leisure in the Countryside: England and Wales) が出され、都市住民にたいする田園地域でのレジャーの重要性を強調し、レクリエーション参加の不平等の解消を目指した。すでに一九四九年に成立していた国立公園と田園レクリエーション法 (The National Parks and Access to the Countryside Act 1949) は、五〇年代の「豊かな社会」の幕開けとして、この分野での福祉国家的な表現ともいわれてきたが、少しずつ問題化していた農林業保護と田園レクリエーションとの「対立」にも関心は向けられた。そして、より多くの機能と権限を付与する立場から、これまでの「国立公園委員会」を改組して「カントリーサイド委員会 (Countryside Commission) の設立を提唱した。

身体的レクリエーションと野外活動の点でスポーツカウンシルとの関連も生じるところから、「カントリーサイド

委員会」とスポーツカウンシル、地方スポーツカウンシルとの協力と調整の必要性も指摘した。

こうした関係で、六六年には土地・自然資源省と教育科学省との合同回状『水源地と集合地のレクリエーション的活用』⁽⁵⁾が、各教育委員会当てに出された。これは住宅・地方自治省とウェールズ大臣も賛同したものであり、多省庁間の合同見解を示したものである。イギリスは産業革命による蒸気機関車の敷設まで、網の目のごとく張り巡らされた水路が主要な交通手段であったが、それが現在はレクリエーション手段としても重要性を増している。したがって、スポーツカウンシルとの協力を取りながら、水辺でのレクリエーション施設の建設をいち早く意図したものである。

一九六八年にはカントリーサイド法 (Countryside Act 1968) が成立し、レクリエーション機関としてそれまでの全国公園委員会 (The National Parks Commission) が改組され、カントリーサイド委員会 (Countryside Commission) が設立された。(一九八八年に特殊法人 Quango となった。) カントリーサイド委員会の機能は大衆が対象であり、田園での自然の享受を促進せんとしたものである。

スポーツカウンシル (諮問機関) はこうした政府のレジャー政策全体の推進体制の中でスポーツ分野への責任組織として設立された。スポーツカウンシルの機能は大衆化と高度化であり、対象はプロを含まないアマチュアである。

いずれにしても、カントリーサイド委員会、スポーツカウンシルそしてアーツカウンシルの三機関は大衆の田園レクリエーション、スポーツそして芸術への参加を保障するという「福祉的機能」を持っており、福祉国家的レジャー政策の集約的表現である。と同時に、イギリスの福祉国家はコーポラティズムによる、議会からの行政の相対的な独立化であり、これら三機関もまたその一環であった。七二年のスポーツカウンシル (執行機関) の設立を除けば、議会によるスポーツ政策の権限は大きく「後退」し、実質的には行政ないしスポーツカウンシルが主として担うことになった。

- (1) Joint circular, DES/MHLG, *Provision of facilities for sport*, HMSO, 27 th August, 1964.
- (2) Haulhan, B., *The government and politics of sport*, Routledge, 1991, P 97.
- (3) The Sports Council, *A report*, November 1966, p 8.
- (4) Coalter, F., et al., *Recreational welfare—The rationale for public leisure policy—*, Avebury, 1988, p 126.
- (5) Joint circular, MLNR/DES, *Use of reservoirs and gathering ground for recreation*, HMSO, 12 th, September 1966.
- (6) Coalter, F., et al., op. cit., p 134.

7 スポーツ計画と実態調査

ところで、この間イギリスの停滞するスポーツ界にあって、一九六六年のサッカー・ワールドカップでは見事に優勝し、国内の雰囲気盛り上げた。

さて、スポーツカウンスル(諮問機関)の設立まで、ほとんど政府のスポーツ政策が無い状態であったから、スポーツ施設統計すら皆無の実態であった。既に一九六〇年にはドイツにおける「ゴールドエンプラン」のように一五年間のしっかりとした施設設計計画の下に進行している実態を知るにつけ、スポーツカウンスル自体の活動にとっても、施設建設基準は必須となった。先の六四年の合同回状『スポーツ施設の提供』を具体化するためにも、一定の施設建設基準がガイドラインとして求められた。こうして一九六五年二月よりCCPRとスポーツカウンスル、さらに自治体の企画官、教育科学省、住宅・地方自治省、全国プレイングフィールド協会、そしてスコットランド教育省からの代表を得て、合同ワーキングパーティがもたれ、施設問題が検討された。この成果が一九六八年一〇月の『スポー

表 2-1 サッカーへの参加

	A	B	C	D
15-19 歳	13.7%	4.0%	2,400	329
20-29 歳	11.5%	6.4%	3,840	442
30-44 歳	3.1%	10.0%	6,000	186
				(957)

「⁽¹⁾ツ計画」(Planning for Sport)である。国民のレジャー要求の高まりの中で、施設不足がその発展の主要な障害要因であることが確認された。

ここでもアマチュア、プロ、商業を問わず、多くのスポーツ組織からの情報提供を受けて、「グラウンド、陸上競技場、ゴルフコース」「プール」「体育館」「多目的スポーツセンター」について、設定基準の算定方法の考え方が示された。ここではサッカー場のそれについて例示しておこう。

「サッカー場必要数の算定方法」

①基礎数

一九六五年のイングランドにおけるサッカークラブ登録数は二五、二二七であり、各クラブは二チーム弱の人数構成である。別の新都市調査 (The New Towns Survey) によれば各クラブのメンバーの平均は二三名であり、一チーム一四名とすれば、両者の数値は近似値となる。こうして登録クラブの参加人数は六〇万人弱 ($25,217 \times 23 = 579,991$) となる。これに軍隊と非登録クラブを約三〇〇〇と考えると、約七万人である ($3000 \times 23 = 69,000$)。さらに、スコットランド四二、五〇〇人、ウェールズ二八、〇〇〇人の推定を加えると、全体で七五〇、〇〇〇人 (一五歳以下の学童生徒は教育委員会での扱いとし、ここには含まない) となる。また、一九六五年にサッカー協会が日曜日のサッカー競技を承認したので、この数字は今後もっと増加することが予想される。(それ以前は宗教上の理由、つまり日曜日は安息日であるため、競技は認められていなかった。)

②サッカーへの参加割合

表2-2 スポーツ施設の必要数 (全体：人口6万人)
(acre=4047m²)

	必要コート数	サイズ (エーカー)	全面積 (エーカー)
サッカー	22	2.25	49.50
ラグビー	2	2.78	5.56
クリケット	6	3.60	21.60
	5	4.75	23.75
ローンテニス	30	0.15	4.50
ホッケー	2	1.52	3.04
グラスボール	10	0.60	6.00
ネットボール	1	0.15	0.15
			(114.10)

この内、クリケットの一定部分を冬期種目と共用(二〇・〇エーカー)すれば、全体として九四・一〇エーカーが必要となる。上記の面積にはコートに隣接する境界面積をも含めている。

ところで、コートの他に次のような付帯施設が必要である。

観覧席、選手席、休憩室等/駐車場/自動車路、通路/緑化地域(Landscaping)/歩行区域/冬期ゲームのための芝生養成地やサイド交替地/花壇。

人口との関連でのサッカーへの参加割合を見ると、以下のようである(表2-1)。男性の各年齢グループにおける参加割合を「A」とし、全人口に占める年齢別の男性の割合を「B」、人口六万人中でのその割合「C」、そして六万人中に占める男性サッカー参加者数を「D」とすると、以下のよう表となる。この結果、人口六万人中に占める男性のサッカー参加者数は九五七名となる。

③ 必要施設数

一人が週一回プレーし、各サッカー場とも週二回のゲーム(芝生の管理から、これが限度である)が行われるとすると、一施設の週辺りの参加人数は四四人(一チーム一人、二ゲームで合計四四人参加)である。したがって、人口六万人中のサッカー参加者九五七人を四四人で割ると、サッカー場の必要数は二一・八(約二二)となる。これが算定の基礎数である。こうして、他の種目施設の必要数を見ると、表2-2のようになる。

また、九四・一〇エーカーにその半分の付帯施設面積四七エーカーを加えると、人口六万人の地域全体で一四一・一〇エーカー、人口一〇〇〇人に約二・四エーカーの土地が必要となる。もちろん、ここに掲げられていない種目施設を加えれば、必要面積はもっと拡大する。

これらの施設が十分に活用されるためには、さらに更衣室やトイレ、駐車場、家族的な喫茶・レストランコーナー、ラウンジなどの魅力ある社会的な施設が必須である。

この『スポーツ計画』の数字は、あくまでも各地の試算の参考である。地域の実情も大きく異なる。例えば、地域での人口構成比、種目参加度合、試算基準それ自体、土地所有の在り方（公共、私有）、施設の位置等々である。また、これらの施設建設は自治体の特定部局が単独で達成し得るものでもなく、しかも各部局間の施策の重複を避けてより効率的に進めるためには、相互活用 (Dual Use)、相互計画 (Joint Planning) が不可避である。それは学校施設と社会体育施設のみならず、企業を持つ施設、そして商業施設との関係においても追求されるべきことが示された。こうして『スポーツ計画』がその後の自治体における施設建設の「ガイドライン」となったが、条件の異なる自治体に対して機械的に当てはめるべき内容ではないこと、またこの数値が国家基準でないことも、再三強調された。

ところで、フランスやドイツ（当時の西ドイツ）ではすでに基準を設け、改善を重ねてきており、それも一つの考え方として熟知しているが、本報告書作成ワーキンググループはそうした方向は採らず、基準設定のガイドラインを提示し、今後各地方自治体が自らの地域を独自に調査し、評価することを期待した。(Paragraph 219)

とはいえ、本報告書はスポーツ施設設置基準の考え方の最初の提起として、今後実践的な経験の下に修正されることが求められた。事実、その後の自治体でのスポーツ施設建設の基礎として大いに参照された。（日本の七二年保健

体育審議会答申へも影響した。）

この時期、もう一つの大きな報告書が提起された。政府社会調査『レジャー計画』⁽²⁾（代表 R. K. Silioe）である。発表は一九六九年六月であるが、調査自体は『スポーツ計画』よりも三カ月早い一九六五年九月から翌年の三月にかけて行われたものであるが、調査機関やコンピューター等の不都合により発表が遅れていた。この調査は住宅・地方自治省やロンドン市教育委員会とも関連を持ちながら、教育科学省が主導して行ったものであり、スポーツカウンスル（諮問機関）を設立した後のスポーツ施策・行政の基礎として、野外活動や身体的なレクリエーションへの参加状況の把握と、スポーツ施設への潜在的な要求度把握と改善の方向を示すための初めての調査であった。目次は以下のようである。

『レジャー計画』

- 1 レジャーの一般的傾向
- 2 クラブ会員の実態
- 3 公共の公園等の利用
- 4 田園や海辺への散策
- 5 スポーツ等への参加や支出の一般傾向
- 6 スポーツ等の相対的な人気度
- 7 スポーツ等の施設
- 8 参加態度と動機
- 9 地域の公園や他の環境の提供についての意見

10 今後の課題

ここでは、特徴的な二、三の点を示す。当時、テレビが普及し始めていた時代であり、男女共にレジャー活動の第一位は「テレビ視聴」である。男性ではそれに次いで「庭いじり」「身体的レクリエーション」であるが女性では「手芸」となっている。男性の場合、週末は庭いじり、身体的レクリエーションを楽しんでも、週日はテレビというパターンが一般的である。この辺りから、各種競技会の観客動員数が低下傾向を示しているが、これがテレビの普及によることは明瞭である。これ以降、スポーツ界におけるテレビの力が増大して行く。⁽³⁾

男女共に、結婚によってレジャー活動への参加が大きく減退する。これは特に母親により強く該当する。既婚婦人の施設要求で多いのは、公共の公園である。

社会階層的に見れば、職業・階層別では非肉体労働者と肉体労働者では、レジャー活動への参加頻度も異なり、前者が勝り、内容的にはゴルフ、乗馬、ヨット、テニス等に多く参加するが、後者ではもっぱらサッカーを中心とする。当時家用車の所有も急速に進展したが、レジャー活動の参加もまたその所有、非所有で大きな差異が現れた。特に近所のレジャー施設へ出掛ける場合、徒歩であれば一分を境目に、それ以上になると出掛ける機会が激減する。しかし家用車があれば、かなり遠距離の田園地帯や海浜地域へも足を伸ばしている。

近所の公園等の施設への不満としては、トイレの不備、カフェー、レストラン、子どもの施設の不備等が指摘されている。こうした実情の中で、もし条件を整えば三〇〜四〇%の男女が今後等かのレジャー活動に参加したいと考えている。

その主要な課題は施設を中心とする条件整備であるが、商業施設に比べて公共施設の条件の悪さが顕著である。例えばテンピンボリング（商業施設）の施設満足率が六〇%であるのに比べて、サッカー（公共施設）の満足率は一

八%でしかなく、場所によっては洗い場さえ無い所もある。レジャー活動への参加の態度・動機を見ると、女性の場合それらを通しての社会的な交流を強調するが、男性の多くは競争を楽しんでいる。

以上の記述にも今後の課題は示されているが、更に加えるとすれば、水辺地域の整備、学校卒業直後の若者のレジャー参加の機会をいかに保障できるか、そして近所に公園等のオープンスペースをどう作るか等である。

以上の二つの報告書は、当時のイギリスのレジャー、スポーツ活動の実情、国民の期待、そして今後の課題がきわめて明確に示されている点で、貴重なものである。そして、こうした報告書を基礎に、その後のスポーツ政策は形成されていった。

一九六九年に、スポーツカウンシルは教育科学省 (DES) から住宅・地方自治省 (MHLG) 管轄へ移管した。スポーツ大臣 D・ハウエルが文部大臣から住宅・地方自治大臣に移籍し、これに伴ないスポーツ所管をも移行させたからである。教育分野から都市社会政策の一分野への移行であり、社会政策、特に都市政策の視点からレジャー・スポーツが発展する条件を獲得するものでもあった。⁽⁵⁾ この点での有利さは特に七〇年代中頃の施設建設の急増の中で発揮された。

こうした一九六〇年代の国家政策は、中盤以降にスポーツカウンシル (諮問機関) が設立され、スポーツの普及、発展への対応がとられ始めたが、実質的には現状の調査や計画作成が中心的な活動であった。これはスポーツカウンシル自体の諮問機関的性格による制約であると同時に、設立されたばかりであるために、今後の政策立案能力を形成するための基盤作りでもあったからである。六〇年代はまた、イングランドでの九つの地方スポーツカウンシルをはじめとする地方組織の確立の時期でもあった。そして、そうした組織体制の確立や実情把握の活動の前提に、スポーツ (広くレジャー) の公共性が浸透し、国や自治体の公共機関による施策の必要性が誰の目にも明確となっていた。

これらは、世界の先進諸国での共通した現象でもあった。一方、スポーツ領域から見れば、それはアマチュアリズムというスポーツでの個人主義が崩壊し、大衆スポーツの高揚、つまりスポーツの公共性が一般化した時期でもあった。⁽⁶⁾ これらの政策は、イギリス福祉国家という条件の中で展開された。つまり、ハーグリーブズの指摘するように階級闘争を回避し、非政治化する戦略としてのネオコーポラティズムに沿って、スポーツ政策は国家装置再編成の一環として位置付けられ、成功した。特にスポーツカウンシル(諮問機関)の設立は、議会とは切れたところでの、特殊法人として、官僚機構の権限を大幅に許容し、国家介入をいっそう強めた。こうして、スポーツカウンシルもその質的変化を来し、やがてスポーツカウンシルの独立性を求める声も強まるが、この背景には、スポーツの私事性(アマチュアリズムの主要テーマ)が崩れ、その一方で公共性の視点が市民権を得つつあった。その表明はやがてくる一九七〇年代の中盤に頂点に達した。

- (1) The Sports Council, *Planning for sport*, Report of a working party on scales of provision, published for the Sports Council by the Central Council of Physical Recreation, 1968.
- (2) Government social survey, *Planning for leisure*. An enquiry into the present pattern of participation in outdoor and physical recreation and the frequency and manner of use of public open-spaces, among people living in the urban areas of England and Wales, by K. K. Sillitoe, HMSO, June 1969.
- (3) Whannel, G., *Fields in vision-television sport and cultural transformation*, Routledge, 1992.
- (4) Coalter, F., et al., *Recreational welfare—The rationale for public leisure policy—*, Avebury, 1988, p. 57.
- (5) Glyptis, S., *Leisure and unemployment*, Open University, 1989, p. 25.
- (6) Hargreaves, John, *Sport, power, culture*, 1986. 翻訳『スポーツ・権力・文化』不昧堂出版, p. 249. アマチュアリズムの

社会科学的分析は内海『スポーツの公共性と主体形成』一九八八年、不昧堂出版、参照。

第三章 一九七〇年代のスポーツ政策

1 社会背景

(1) 社会福祉の前進

一九七〇年五月の総選挙で保守党政権（七四年三月ヒース首相）が誕生した。七〇年代早々にドル危機があり、それに連動して世界の主要貨幣が不安定となった。七三年にはオイル危機が全世界を襲い、オイルに始まる物価上昇を引き起こした。イギリスでは産業構造の転換が遅れ、先進国のコストダウンに遅れを取っていた。

こうした中、労働者は保守党政権下でもおしなべて生活を向上させてきており、実質賃金も七〇年代に入って上昇してきた。そしてついに七三年には一九二六年以来の最大といわれるストライキの波を作りだし、翌年にかけて石炭労組の賃上げスト突入となって戦後最大の「危機」となった。

七四年二月の総選挙では再び労働党政権（第三次ウィルソン首相、一九七六年三月～七九年五月キャラハン首相）が発足し、未曾有の経済混乱の中にあつたが、イギリス労働者階級の立場は、相当に高揚していた。もちろん、そうした労働者階級の要求は労働党の綱領、選挙政策に反映し、それらは保守党の政策をも規定した。

労働党は「社会契約」政策により、社会福祉のいっそうの増大を約束した。七二年以降、労働党は戦後のイギリス社会民主主義の歴史の中でも最もラディカルな戦略を展開した。いくつかの主な黒字会社を国有化し、経営を「国営企業庁」に任せるといったものであった。また七四年二月の選挙綱領では大きく二つの政策が提起されていた。一つは

所得、富および社会福祉サービスの支給を労働者階級と比較的めぐまれない層の側に有利に大規模に再分配するというものであり、第二は経済活動に対する資本の支配を實際に弱めるといふものであった。⁽¹⁾ こうした政策が、後で見るとような七〇年代中盤のスポーツ政策の大きな前進の基盤となったことは間違いない。

こうして七〇年代初頭までは曲がりなりにも経済成長が持続して、「福祉費」の増加にも関わらず、財政赤字を許容しうる範囲に抑えていた。⁽²⁾

七四年には自治体再編法が改訂され、各自治体の規模が拡大され、レジャー部門新設、スポーツ施設建設にとって予算規模の拡大等の好影響を与えた。特に七四／五年度はスポーツセンターやプール建設において最も増加の著しい年度であった。またこうしたスポーツ部門の拡大はスポーツ部門担当者の専門性をいっそう強く要求する背景となった。

(1) グリン&ハリスン『イギリス病』新評論、一九八二、一四〇～三頁。

(2) 鬼塚豊吉「イギリス」、前掲、六一頁。

(2) 福祉国家の終焉？

七六年九月、国際通貨基金 (IMF) からの三九億ドルの追加借款を受けた。労働党政権下であったが、公共施策の削減が条件であり、以降の福祉国家政策に打撃を与えた。八〇年代のサッチャー政権の誕生を待たずに、これで福祉国家政策の終焉とする意見もある。⁽¹⁾

一九七六年以降、福祉国家の危機が叫ばれ経済の硬直状態の中で、政府レベルではサッチャーに代表されるラジカ

ルな右翼・ニューライトが台頭し、一方、労働党の政策は真の社会主義政策を推進してこなかったと批判して、自治体レベルではラジカル左翼・自治体社会主義が台頭し、ロンドン市、リバプール、シェフィールドなどで強力化した。労働党政権の「社会契約」政策は労働組合の力が強すぎるとの批判を受け、七九年の保守党サッチャー政権へ移行した。サッチャー政権の進めるニューライトはその後「サッチャリズム」と呼ばれ、福祉国家が自助、家庭、勤勉の原理を否定すると考え、その再生のために市場原理を復活させ、資本を中心とした自由主義を推進した。こうしたサッチャリズムにとって、労働党主導の自治体は目の敵であり、八〇年代のサッチャー政権による自治体潰しの標的とされた。

総じて一九七〇年代全般は経済的に低迷しつつあり、失業率の増加、社会問題の激化があった。その一方で社会保障支出の一貫した増大、生活水準の上昇・余暇の拡大、ヨーロッパにおけるスポーツへの国家援助の増大、公的責任によるスポーツ施策の拡充などがあった。

- (一) Bramham, P. & Henry, I. 'Political ideology and leisure policy in the United Kingdom', *Leisure Studies* No. 4, E & FN Spon Ltd., 1985.

2 スポーツカウンシル(執行機関)の設立

一九七〇年五月の総選挙へ向けて、保守党では、これまで国家機関の機能であった補助金交付の権限を委譲するた⁽¹⁾め、スポーツカウンシルの執行機関化を承認した。公約どおり一九七二年にロイヤルチャーター⁽¹⁾を得て、これまでの諮問機関(Advisory)から執行機関(Executive)へ移行した。

この前後の国会は、つまり七一年当たりからスポーツを議題とする論戦が急速に増え、スポーツカウンシルに関する議題が七〇年には上院で三件であったものが、七一年には下院四件、上院一〇件、合わせて一四件が、そして七二年にはそれぞれ二件と二五件と増えている。特にスポーツ参加要求の上昇に対するスポーツ施設の貧困さを指摘し、その充実を訴えるものが多くなっていた。⁽²⁾

まず、スポーツカウンシルの目的の第一項として、「社会サービスとしてスポーツや身体的レクリエーションの知識や実践を発展させ改善させる」ことを謳い、スポーツや身体的レクリエーションが社会的に必須の文化であることを社会的に承認した。ロイヤルチャーターの主旨は次の四点である。

- a スポーツカウンシルを独立機関とする。
- b スポーツカウンシルの活動はCCPRのそれに基礎を置く。
- c スポーツカウンシルは国内のスポーツ諸団体を代表する。
- d スポーツカウンシルは政府の政策を考慮する。

労働党は従来の身体レクリエーション中央評議会(CCP R)との関連も考慮してこれまで通りの諮問機関に固執したが、保守党は執行機関化を推進した。これは保守党自らの公約を実行させる意図も含んでいた。このロイヤルチャーターが設けられた段階で、スポーツの目標や目的を明確にし、最も高度な政策形成に関わる組織は三つ存在した。⁽³⁾第一は政府である。ロイヤルチャーターの第三項は「スポーツカウンシルは国務大臣によって発せられる政府の政策を注視しなければならない」と述べ、政府によるスポーツカウンシルへの政策提言の権限を保持した。一九七九年段階の政府のスポーツ所管機関は環境省のスポーツ課(Sport and Recreation Division: SARD)であるが、当時約五〇人のスタッフを擁していた。⁽⁴⁾第二はスポーツカウンシルである。行政執行と助言の権限を与えられた。そして第

三はC C P Rであり、スポーツカウンシルの活動はC C P Rの活動に基礎を置くこともロイヤルチャーターで認められた。一九六五年以降の諮問機関としてのスポーツカウンシルのスポーツ政策の形成主体はあくまでも「民間」主導であり、国家としての政策策定は未だ十分には機能していなかったが、七二年以降の執行機関化したスポーツカウンシルは政策策定主体が、民間から国家に移行したことを示すものであり、それに伴う行政の専門化をもたらしした。これはスポーツカウンシルそれ自体のみならず、環境省内のS A R Dや七四年の自治体再編以降の地方自治体の所管機関においても同様であった。

一九七二年にスポーツ大臣は次のように述べた。「スポーツは住宅、病院、学校などと同様に、健全な社会にとって重要になった。」これはロイヤルチャーターを一步具体化させた発言である。社会サービスとしてのスポーツが住宅、健康そして教育と同様な福祉として承認されたことを意味する。⁽⁵⁾

ところで、スポーツカウンシル(執行機関)の発足は、C C P Rの人材、資源の多くを移管し、その基礎の上に誕生した。組織自体は「諮問機関」時代を踏襲し、議長にロジャー・バニスターを迎え、総勢二五名の委員から構成された。⁽⁶⁾ 予算配分権、政策助言能力を持つ執行機関としての新生スポーツカウンシルは「スポーツ・フォー・オール」キャンペーンを政策の中心に掲げ、広く国民一般のスポーツへの参加を政策の中心とした。とはいえ、その前提はスポーツ施設の整備であり、そのための施策が追求された。

『スポーツの提供』⁽⁷⁾では、六八年の『スポーツ計画』を基礎にして独自の施設建設案を作成した。特に一〇年後の一九八一年段階の施設建設計画として、室内プール四四七、室内スポーツセンター八一五、ゴルフコース(九ホール)三五〇〜三六〇等の建設計画を示した。プールは一九四六年以前に立てられた老朽施設が二七二カ所あり、一九四六〜五九年の間にたったの二カ所しか設置されず、六〇年代に一六六カ所が設置され、七〇〜七一年の既存数は四

四〇カ所となっていた。だが、労働党政権発足、地方自治体再編後の七四〇七五年度のみで一九〇カ所が設置された。またスポーツセンターも七四〇七五年度だけで一三七カ所が設置された。プールと共に単年度内にこれほどの増加は他にない。こうして七二年度に立てた八一年度目標ではスポーツセンターが七五九カ所中四六一カ所で目標の六一%、プールは八五七カ所中九六四カ所で目標の一三%の達成率となった。(そして八二年度に立てた八八年度段階のスポーツセンター設置目標数八〇〇のうち、到達数は六五〇で到達率八一%となっている。)さらにゴルフコースの八一一年までの設置数は三二四(一九六〇〜一九七九)である。

『スポーツの提供』を含めた七二年度段階のスポーツカウンシルの最初の政策的文書『七〇年代のスポーツ』⁽⁸⁾はその副題「不足の改善—スポーツ施設への資本投資の計画の必要性」からもわかるように、『スポーツの提供』で示された施設建設への経費の捻出、そして主要には自治体の責任を強調した。もちろん企業がその従業員の厚生施設として有するスポーツ施設の開放も含め、またコマニシャルセクターやボランティアセクターの重要性も指摘しているが、あくまでも中心は公共機関の補助を重視した。

スポーツカウンシルはまた七三年に、翌年に予想される自治体再編を予期して討議文書『自治体再編—レジャーとレクリエーション』⁽⁹⁾を出し、企画部門や教育部門の中のスポーツ・レクリエーション領域の設置は、結局はその順序性の低下を招き、さらに専門性を喪失してしまうとして、スポーツ・レクリエーション部門の独立機関としての設立を呼び掛けた。「スポーツ・フォー・オール」の実質的な推進主体は地方自治体であるから、この要求はスポーツカウンシルにとっても、今後の存亡を占う内容であった。

スポーツカウンシルの所管は、七四年の「スポーツ・レクリエーション担当大臣」の教育科学省から環境省への移行に伴って後者に移され、スポーツカウンシル自体の方針である七〇年代の施設建設はこうした環境省の方針と結合

して、不況下にもかかわらず、内需拡大政策の一環として上記のように急速に進展した。それは、自治体レベルで見れば、七四年の再編によって、規模の大きい自治体の誕生、財政規模の大きいスポーツ・レクリエーション部門の誕生により、地域レベルからもバックアップされたからである。

スポーツカウンスルは七二年以降、『年報 (Annual Report)』、月刊誌『スポーツカウンスル』をはじめ、多くの情報を提供した。特にイギリススポーツ研究の四割に関わっており、研究面での組織化が旺盛であった。七〇年代に組織された研究とその情報は、注に上げるように夥しい量と質である。⁽¹⁰⁾

一九七〇年代当初、世界のスポーツ界はアマチュアリズムが崩れ、プロ化が急速に進展した。トップレベルの競争力の維持に莫大な経費がかさむようになったからである。こうした情勢を背景に、スポーツカウンスルでは作業グループを発足させ、各競技団体に「スポンサーシップ」の調査⁽¹¹⁾を行い、それぞれの財源調達の実情を把握した。競技がテレビ放映されるかどうか、スポンサーが付くか付かないかの大きな分かれ目になること、また、スポンサーの意見が次第に強まりつつあることも示された。そして、スポーツ全体の発展の視点から、スポンサーシップを得ることのできないマイナー種目への対策や、スポンサーに関する情報の整理、さらにタバコ産業などの企業がスポーツへのスポンサーに参加する上での基準を国が設けることなど、五点を勧告した。スポンサー料を不可欠としながら、スポンサーやテレビとの関係で悩むスポーツ団体の苦悩が明白になりつつあり、その調整にスポーツカウンスルも乗り出したのであった。

ともあれ、執行機関としてのスポーツカウンスルの出足は順調であった。それは、社会の省力化と都市の疎外化に対抗する意味でも、そして人間性の全面的な発達のうえでもスポーツ要求の必然的な高揚がもはや誰の目にも明らかとなり、それは国家の介在によって体系的に対応することが、世界的な趨勢となっていたからである。そしてイギリ

スでは、高揚しつつあった福祉国家政策が、「やっと」スポーツにも及び始めたのであった。

- (1) チャーターとは「主権者たる国王や立法府が、会社、大学等を設立し（法人格の付与）、一定の行為能力を付与する document (証書)」であり、スポーツカウンシルがいわゆる社会的承認を獲得したことを意味する。
- (2) Parliamentary debates (Commons), 'Sports facilities', 19 February 1968, 以降、頻繁に議論されている。同じく 'Sport and recreation', 15 February 1971, 他。
- (3) トマキン・トミック『現代社会とスポーツ』大修館書店、1991, p. 33.
- (4) Anthony, D., *A strategy for British sport*, C. Hurst & Company, 1980, p. 8.
- (5) McIntosh, P. C., et al., *The impact of sport for all policy 1966-1984*, The Sports Council, 1985, p. 13.
- (9) 当初の委員は以下の通り。
Chairman Dr. Roger Bannister
Vice-Chairman Sir Jack Longland
Laurie Liddell (Chairman, Scottish Sports Council)
Peter Heatly (Vice-Chairman, Scottish Sports Council)
Lt. Colonel Harry Llewellyn (Chairman, Sports Council for Wales)
Glyn Davies (Vice-Chairman, Sports Council for Wales)
Earl of Antrim /Irwin Bellow
Robin Brook /Lt. General Sir Mervyn Butler
Audrey Deacon /Michael Dower
Mary Glen Haig /Jimmy Hill

Douglas Insole /Earl of Lonsdale
 P. B. (Laddie) Lucas /Peter McIntosh
 Norris McWhirter /David Munrow
 Lord Rupert Nevill /Sir William Ramsay
 Lord Willis /Bob Wilson
 Ann Yates

一九七一年七月一五日の下院 (Parliamentary Debates, Commons, Hansard, 15, July 1971) では、「スポーツと青年事業」に関する活発な議論が行われた。特に現保守党スポーツ担当大臣グリフィスと労働党のシャドースポーツ担当大臣ハウエルとの論争は活気がある。ここでハウエルはすでに予定されている執行機関としてのスポーツカウンシルの議長に医師として多忙でありかつ保守党のスポーツ顧問を務めるR・バニスターは、任務遂行の上で、あるいは独立機関としてのスポーツカウンシルにこれまで保守党の顧問である人が就任することはスポーツカウンシルの中立性の保持の点から見て問題がある旨の異論を述べている。

- (㉔) The Sports Council, *Sport provision : swimming pools, indoor sports centres and golf courses*, HMSO, 1971.
 (㉕) The Sports Council, *Sport in the seventies-making good the deficiencies-the need for a planned programme of capital investment on sports facilities*, 1972.
 (㉖) The Sports Council, *Local government reorganisation-leisure and recreation*, A discussion paper representing the views of the Sports Council, 31 January 1973. The Sports Council, *The development and organisation of recreation in the new district and county authorities*, Report of conference held at Berkshire College of Education, Reading, 27th February, 1974.

(㉗) 一九七〇年代から次のようなシリーズ別で出された。

Department of the Environment/Sport Council

- 1 Study, 1971～1988 ㉔三二一号
- 2 Information series, 1983年までに八号
- 3 Research working papers, 1977～1980年までに二一八号
- 4 A report to the joint panel on leisure & recreation research,
(11) The Sports Council, *An inquiry into sponsorship*, 1972. 作業グループは一九七〇年二月一日にW・J・ヒックスを議長に発足したものである。

3 スポーツは基本的権利

この間、西ヨーロッパ全体では、スポーツの権利性をめぐって著しい動向を示した。すでに、一九六四年の東京オリンピック直後の一〇月二五日に東京で開催された「国際スポーツ・体育評議会 (International Council of Sport and Physical Education: ICSPE)」の「スポーツ宣言」⁽¹⁾は「スポーツを实践することはすべての人の権利」として明記した。そしてこれは、一九六六年のヨーロッパ評議会での「スポーツ・フォー・オール」スローガンの採択に影響したことは疑いない。しかも、ヨーロッパ諸国でのスポーツ政策の発展は、福祉国家のそれぞれの形態の発展の中で、一九七五年三月にヨーロッパ評議会 (Council of Europe) において「みんなのスポーツ憲章」⁽²⁾が各国一六名のスポーツ大臣によって提起され、翌年七六年に採択された。同じく一九七八年、国連ユネスコでは「体育・スポーツ国際憲章」⁽³⁾が出された。それぞれに、スポーツは人間の成長発達に、あるいは社会の発展に欠かすことのできない貴重な文化であり、その享受はすべての人の権利であること、そのためにこそ、公共機関が条件整備の最大限の責任を負うことを承認した。こうして、一九七〇年代の後半には、これまで社会的に一部の有産者の独占物であったスポー

ツが、国民、地域住民のすべてにとつて、「スポーツを享受することの権利」スポーツ権」が国際的なレベルで承認された。これらの憲章はヨーロッパ各国のスポーツの地位向上を反映したものであり、また逆にそれにより各国が規定されたものである。イギリス国民もこの権利を所持しているが、しかしそれを十分に享受しているとはいえず、また、いつそれが達成できるともいえない⁽⁴⁾というのも実態であった。

一九七〇年頃の議会では、青年対策の上からもスポーツやレクリエーション施設を提供することは中心的には政府の役割であるとする見解に達していた⁽⁵⁾。一九七三年の上院議院コーバム・レポート『スポーツとレジャー⁽⁶⁾』はスポーツ・フォー・オールよりも広い概念として「レクリエーション・フォー・オール」のスローガンを提示した。このレポートは、国民の労働時間の減少に伴うレジャータイムの上昇によって、スポーツをはじめとするレジャー活動の量と意義が増大することを前提として、レジャー施設（特に、水上レクリエーション、野外活動、スポーツ施設等）の建設を強調し、そのために自治体レベルにおける教育機関との相互提供、相互活用（Dual Provision, Dual Use）を提案した。さらに、そうした施策は国や自治体の公共機関の責任であることも随所で強調した。こうした基盤には、次のような認識があったからである。

「レジャー活動を享受する機会の提供は社会サービスの一般的な構成要素の一部、地域社会の毎日の必要性の一つと見做さなければならぬ」(the provision of opportunities for the enjoyment of leisure is part of the general fabric of the social services...one of the community's everyday needs; paragraph 67.)

「レクリエーション施設の今後の主な提供者は、公共機関である」(their future supply will lie mainly with public authorities; paragraphs 81-86.)

これによってスポーツ・レクリエーションの提供は重要な国家の義務と認められた⁽⁷⁾。

議会議報はまた、スポーツ以外にも、増大するレクリエーション活動の要求に正しく対処するために、「レクリエーション地方委員会」の設置や自治体の中に主任を置いたレクリエーション部門の設置を要求した。これは一九七四年七月に、これまでのスポーツ担当大臣から「スポーツ・レクリエーション担当大臣」(D・ハウエル)への移管と共に、また同年の地方自治体再編の中で地方・地域でのスポーツ部門の「スポーツ・レクリエーション部門」化となつて具体化した。これらの考えは、八月の環境省白書『スポーツとレクリエーション』⁽⁸⁾に引き継がれた。こうして、議会や行政ではスポーツ・レクリエーションが国家全体の哲学に位置付けられ、福祉事業内での権利であることが承認されつゝあつた。これらの政策は既述したように戦後最もラディカルといわれた労働党政政策の反映でもあり、これまで取り残されてきたスポーツやレジャー分野での福祉国家政策の具体化であつた。

とはいえ、厳しい経済状況の認識から始まる白書は、国民の「権利」としてのスポーツ・レクリエーションを保障するために、コマニシャルセクターの参加も得ながら、しかし中心にはパブリックセクター(公共部門)の責任を強く打ち出した。施設建設を重点に置きながら、スポーツ・レクリエーション組織の活性化、そして施策の重点化を提唱した。これは同時に進行しつゝあつたプールやスポーツセンターの急速な建設を背景として、いっそう説得力を持った。そして、ボランティア組織の施設を地域で広く活用できるようにすること、青年へのスポーツの普及、障害者へのスポーツ、そして一流選手への対策等も強調した。ここには従来の施設建設方針の転換がある。⁽¹⁰⁾つまり、これまでの白書類におけるレジャーやスポーツの奨励はどちらかといえば外的・手段的強調のみであつたが、この白書はレジャーやスポーツの内的必要性それ自体を強調した点でも画期的であつた。⁽¹¹⁾

ともあれ、公共機関によるレジャーの提供が社会的な「善」と考えられ、そのための施設提供は社会サービスの重要な一環として、「市民権」(Right of Citizenship)としても位置付けられるようになった。⁽¹²⁾これは政策における

「レクリエーション的福祉」から「福祉としてのレクリエーション」への重点の移行を予知させたものである。⁽¹³⁾

こうしてレジャーやレクリエーションへの参加が市民権として承認されると、それへの参加における継続的な不平等等は「レクリエーション欠損」という概念、政策を創出した。⁽¹⁴⁾この両者いずれもが、スポーツを社会福祉の一環として見ている。⁽¹⁵⁾

ところで、この七五年環境省白書に対しては厳しい評価もある。施策の第一項目は「特別必要地域」(Areas of Special Need: paragraph 56)へのスポーツカウンシルの新たなカテゴリーの補助金の配布であるが、この意味するところは、スポーツ政策が都市などの地域的、社会的な対策としての視点をも内包することであり、失業、経済不況、都市の荒廃、地域混乱等の社会対策に取り込まれたというものである。⁽¹⁶⁾

つまり、一方で高揚する国民のスポーツ要求、スポーツ権の保障を具体化する側面と同時に、他方では社会対策としての側面が徐々に導入されつつあったのである。七〇年代中盤の白書はこうした両側面を内包したところに時代的特徴をもった。

経済停滞、失業の増大による社会不安、都市問題の深刻化の中で都市計画 (Urban Programme) も次第に環境問題やレジャー問題を含むようになった。福祉国家的スポーツ施策の進展は、階級闘争を回避し、非政治化するための戦略としてのコーポラティズムに沿った60年代以降の国家装置再編の延長としての側面も見えておかなければならないであろう。

- (一) ICSPF, *Declaration on sport*, prepared by the Executive Board of ICSPF and approved for distribution by the General Assembly at Tokyo on October 25th, 1964.

- (2) Council of Europe, *European Sport for All Charter*. Resolution (76) 41 of the Community of Ministers: September 1976, on the principles for a policy of sport for all. モーロニクスキーン陸議院誌一六三三頁。ヤーマンナールの議一回
文藝一「社会福祉と健康」を参照。
- (3) UNESCO, *International Charter on Physical Education and Sport*, 1978.
- (4) Coughlan, J. F., et al., *Sport and British politics since 1960*. The Falmer Press, 1990, p 225.
- (5) Parliamentary debates (Commons), Hansard, 'Sport and recreation' 15, February 1971. 聖。
- (6) Cobham Report, *Sport and leisure*. Second report from the selected Committee of the House of Lords on Sport and Leisure, together with the proceedings of the committee, ordered by The House of Lords to be printed 25th July 1973, HMSO.
- (7) Evans, H. J., *Service to sport—The story of the CCPR, 1935 to 1972—*, The Sports Council, 1974, p 232.
- (8) Department of the Environment, *Sport and recreation*, presented to Parliament by the Secretary of State for the Environment by Command of Her Majesty, August 1975, HMSO.
- (9) Houlihan, B., *The government and politics of sport*, Routledge, 1991, p 28.
- (10) Glyptis, S., *Leisure and unemployment*, Open University, 1989, p 29.
- (11) Haywood, L., Henry, I. et al., *Understanding leisure*, Stanley Thornes, 1989, p 238.
- (12) Coalter, F. et al., *Recreational welfare—The rationale for public leisure policy—*, Avebury, 1988, p 19.
- (13) Glyptis, op. cit., p 27.
- (14) Henry, I., (ed.), *Management and planning in the leisure industries*, Macmillan, 1990, p 15.
- (15) McIntosh, P. C., et al., *The impact of sport for all policy 1966-984—And a way forward—*, The Sports Council, 1985, p 104.
- (16) この項は著者の資料と共編じた訳書である。Coalter, F., et al., op. cit., p 64. Houlihan, B., op. cit., p 99.

4 自治体の活動

一九七四年の地方自治体再編は小さな自治体を合体し、ますます高まる住民のレジャー・スポーツ・レクリエーション要求に応えるためのより総合的なレジャー・サービス部門を創設し、施設建設の基盤を形成し、レジャー管理部門を専門化させた。これらは学部・大学院での関連部門の新設へと繋がった。⁽¹⁾一九七二年より学部レベル (Polytechnic of North London)、『修士レベル (Loughborough University)』各二〇名定員の講座が誕生した。

例えばレクリエーションマネージャー協会の会員数でみると、一九七〇年の一〇〇人から一九八一年には一一〇〇人に増加した。こうした急激な成長を反映して、一九七九年には「レジャーと環境管理研究所 (Institute of Leisure and Amenity Management: ILAM)」が結成され、諸活動を開始した。

一九七四年七月に元の労働党政権下のスポーツ大臣で、現C C P Rの議長であるD・ハウエルが新労働党政権下でのスポーツ・レクリエーション大臣 (Minister for Sport and Recreation) に任命された。これは従来のスポーツに加えてレクリエーションの領域をもその責任範囲に置くものである。

一九七四―五年度にスポーツカウンシルはこれまでのスポーツ振興の目標である「楽しみの促進」に加えて、「地域住民の社会化」、「民族グループ間の融和」、「青少年犯罪の防止」、「暴力の是正」を上げた。⁽²⁾これらは、スポーツカウンシルのスポーツ振興政策の意図がよりいっそう社会問題対策へと組み込まれ始めたことを示すと同時に、それはまた、具体的な執行の場である自治体の機能、役割の拡大をも意味した。

一九七六年の地方自治体協会編『より広範な活用に向けて』(Towards a Wider Use)では施設の学校と地域の協同使用である「デュアルユース (Dual Use)」について提案し、いっそうの「学校開放」策を打ち出した。一九七六

図3-1 施設建設の経年変化 (1971-1981)

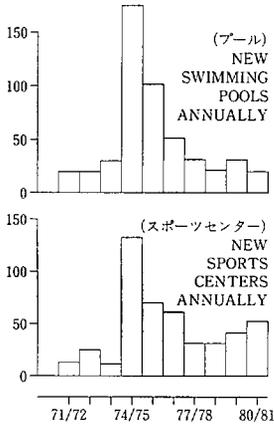


表3-1 施設建設の実態

	スポーツセンター	プール
1946～59 (設置数)		2
1960～69 (設置数)		166
1970～71 (既存数)	12	440
1970～77 (設置数)		394
1974～75 (設置数)	137	190
1981(72年の目標数)	759	857
1980～81 (到達数)	461	964
到達率	61%	112%
1983～88 (設置数)		144
1988(82年の目標数)	800	
1988 (到達数)	650 (81%)	

年四月にはこれまでの「スポーツ地方評議会」を発展的に「スポーツ・レクリエーション地方評議会 (Regional Council for Sports and Recreation)」に発展させ、七四年のスポーツ・レクリエーション大臣の守備範囲の拡大に対応した。すべての野外活動をも含むようになり、自治体での相談機能を提供した。

一九七六年の地方自治法(総合的提供) (The Local Government (Miscellaneous Provision) Act) は施設建設に関する一切の権限を集約したものである。スポーツへの援助も国家装置の再建や体系的な社会経済計画の応用として、広義の経済改革の一環としてより強く位置付けられた。⁽³⁾

この時期のスポーツ施設建設は表3-1と図3-1に見るように極めて急速に進展した。

一九七二年における八一年を目標としたスポーツセンターの建設は先にも見たように七五九カ所、プールは八五七カ所であるが、特に七四/七五年のスポーツ施設の建設は国家的社会経済再建計画の一部として重視され始め、図に見るように急速な増加を示した。⁽⁴⁾

八一年段階における到達率はそれぞれ六一%、一二%となっている。とはいえ、社会対策上、最も必要とする都市内部や社会的欠損地域ではあまり増

加せず⁽⁶⁾、後の八〇年代の重点とされた。

こうした施設建設は、図に見るように特にインドアスポーツの参加者数を急速に拡大した⁽⁷⁾。しかし、他方では参加層に偏りがあり、「スポーツ・フォー・オール」政策が未だ十分なものとはなっていないことも自覚された。その恩恵にあzuかったのはいわば中流階層であり、都市内部の貧困地域に住む社会的弱者は、未だ「蚊帳の外」であった。彼等は、失業者であると同時に、都市問題の中心でもあった。

- (1) Haywood, L., Henry, I., et al., *Understanding leisure*, Stanley Thornes, 1989, p. 220.
- (2) McIntosh, P. C., et al., *The impact of sport for all policy 1966-1984 and a way forward*, The Sports Council, 1985, p. 15.
- (3) Coalter, F., et al., *Recreational welfare—The rationale for public leisure policy—* Avebury, 1988, p. 19.
- (4) Coalter, F., *ibid.*, p. 19; Glypis, S., *Leisure and unemployment*, Open university, 1989, p. 27.
- (5) Coughlan, J. F., et al., *Sport and British politics since 1960*, The Falmer Press, 1990, p. 84.
- (6) Coughlan, J. F., *ibid.*, p. 86.
- (7) The Sports Council, *Sport in the community—The next ten years*, 1982.

5 都市問題の露見

一九七七年以降、都市の不安が増大し、犯罪防止対策、あるいは行政による社会統合策としてスポーツやレクリエーションがいったそう重視されるようになった。以下の文書はその対応である。

- a 環境省『都市内部への政策』⁽¹⁾(一九七七年六月)

b 環境省・教育省合同回状『レジャーと生活の質』(一九七七年九月)

c 環境省『レクリエーションと都市内部の貧困』(一九七七年一〇月)

これらはいずれも一九七七年内に出されたものであり、スポーツ・レクリエーション担当大臣D・ハウエルの指示の下に行われている。

この内、aはスポーツが都市犯罪防止にとって有効であることが強調され、公共財政の厳しい中でも一定の優先的な特別対策を施す必要性を提起した。またcは特別に選択された四地域(ストークオントレント、サンダーランド、クルウキッド、ダンバートン)でアーツカウンシルやスポーツカウンシルが合同して、二年間のプロジェクトチームを結成し、若者や貧困者への情報提供、交通、劇場案内、プールの提供等の実験的な試みからの教訓を一般化し、今後の地域政策の一つのモデル化を意図したものである。地域住民のレジャー参加には地域レベルでの適切なネットワークや資金援助などのきめ細かな援助の大切さが述べられた。そしてbでは、不況下における都市問題対策の一環としてのレクリエーションの推進の上で、既存施設の活用が十分に成されているかどうか、あるいは能力のある人々がその能力を十分に発揮しえているかどうかなど、既存の資源の十全の活用を重点として検討しながら、特に若者、老人、障害者、女性、そして少数の諸民族へのレジャー参加策を提案した。

これまで見てきたように、一九七〇年代中頃以降のスポーツ施設建設と、それに伴う住民のスポーツ参加は急速な進展を示してはいたが、その恩恵にあずかったのは施設近辺や自家用車を所有する人々であり、一方で、都市の貧困層は未だに十分な恩恵を得てはおらず、また彼等は失業問題の主要な対象者でもあり、都市不安の中心をも形成した。以上は一九七七年に出された政府筋からの都市問題対策、特にスポーツ・レクリエーションに関連するものであるが、これに対応してスポーツカウンシルもまた積極的に提案した。⁽⁴⁾

a 『都市内部におけるスポーツとレクリエーション』SC、研究活動書7、一九七八

b 『都市内部におけるスポーツ・フォー・オール』SC研究15、一九七八

c 『都市内部におけるスポーツとレクリエーション研究のレビュー』SC研究17、一九七八

都市計画 (Urban Programme) において、一九七五年の環境省白書では農村も都市も含めていたが、このあたりからは都市問題が重点化した。一九七八年の都市内部法 (Inner Urban Areas Act) は都市内部協同計画局 (Inner City Partnership or Programme Authorities) における程度の権限を与えた。⁽⁵⁾

さて、一九七〇年代後半のこうした都市問題の深刻化に対応して、各機関の間での協同事業も生まれようとしていた。その一環にスポーツカウンシルと英国国営放送 (BBC)、それにスポーツカウンシルと同様の特殊法人 (Quango) である健康教育評議会 (Health Education Council: HEC) の合同キャンペーン「絶対調を維持しよう (Feeling Great)」を一九七九年より推進することが七七年に三者で合意された。そしてまた、この協同事業の成功は、その後の共同事業の進展にとって大きな意味を持つはずであった。

ところが、七八年にHECが急遽、その合同キャンペーンとはぼ同じ内容を「あなた自身で維持を (Look After Yourself)」として、独自に始めてしまった。その内容は啓蒙書から見ると、九〇項目にわたる内容が示されている。二、三を例示すると以下のようである。

体力について (体力ってなに? / ジョギングについて) 水泳は最高、禁煙について、食事について (塩を少なく / 肉が多すぎる / もっと繊維性食物を)、飲酒は食事と一緒に、等々である。

なぜ、HECが大きなりスクを犯してまで協定を破棄し、独自の計画を推進したのかはここでの趣旨からは外れるので触れないが、協同事業はこれで事前に破綻した。このあと、スポーツカウンシルは七九年に独自のキャンペーン

「スポーツ・フォー・オール」活発に行こうぜー (Sport for All—Come Alive—) を展開した。

こうして一九七〇年代中頃は、六〇年代のアート、田園レクリエーション、そしてスポーツ等の「レクリエーション的福祉政策 (Recreational Welfare)」の高揚から、市民権としての位置付けを明確にした「福祉としてのレクリエーション (Recreation as Welfare)」への明らかな転換となった。そしてスポーツ政策の政治的重要性は一段と飛躍した。⁽⁷⁾ とはいえ一方で、スポーツ政策の政治的位置の低さは、特殊法人の独立性を保障してもいるという見方もある。⁽⁸⁾

これらは、経済構造や社会関係の根源的な変化の反映であり、⁽⁹⁾ レクリエーションがいろいろな面で社会の多くの局面に位置付き始めたことの証しである。一九七〇年代はレジャー・スポーツ分野における国や地方自治体などの公共責任が急速に浸透した時期であった。⁽¹⁰⁾ さらにスポーツ政策の位置付けも、より深刻化する都市問題への対応策として、社会政策の一環に「組み込まれ」始めたからである。

こうして一九六〇年代以降レジャーへの国家政策、援助の拡大があったが、その理論的な詰めはなされず、一九八〇年代に送られた。いや、むしろ未だ機が熟していなかったともいえよう。しかもその中にはいくつかの基本的な緊張、テーマも含まれている。⁽¹¹⁾ 個人の自由・選択と国家の責任、社会的自由化と道徳的規制化、社会生活における非政治的側面とレジャーの政治としての側面、自由と平等の対立など。また、これまで行政の取りこぼし部分、あるいは行政によってあまり光を当てられなかった部分、例えば「こどもの遊び」「都市公園」「海岸公園」「娯楽と賄い (Entertainments & Catering)」等の克服のためにも、省庁間に跨がるレジャー事業諮問委員会 (Inter-Department Leisure Services Advisory Committee) の設立も提案された。⁽¹²⁾

- (1) Department of Environment, *Policy for the inner cities*, Command 6845, HMSO, June 1977. 一九七六年九月一〇日付けの首相による諮問に応えたものである。このでの施策は、都市内部やその周辺の住民の経済力をつけることが中心に置かれ、環境を整備しながら社会問題の解消、人口や就職問題での都市間での調整等、総合的な施策が目的とされた。
- (2) Department of Environment, *Recreation and deprivation in urban areas*, HMSO, September 1977. 特に「スポーツやレクリエーションへの参加は失業中の若者の要求の一部分ではあるが、優先すべきはあくまでも彼等の雇用とそのための教育である」とも、明記している、四頁。
- (3) Department of Environment, *Leisure and the quality of life*, circular, October, 1977.
- (4) これらの研究については、先のスポーツカウンシルの活動における注を参照。
- (5) Glypis, S., *Leisure and unemployment*, Open University, 1989, p. 30.
- (6) Reid, I. and Maddocks, P. in association with the Health Education Council, *Look after yourself!*, Darton, Longman & Todd, London, 1979.
- (7) Coalter, F., et al., *Recreational welfare—The rationale for public leisure policy—*, Avebury, 1988, p. 74.
- (8) Coalter, F., et al., *ibid.*, p. 189.
- (9) Coalter, F., et al., *ibid.*, p. 21.
- (10) Coghlan, J. F., et al., *Sport and British politics since 1960*, The Falmer Press, 1990, p. 95.
- (11) Coalter, F., et al., *op. cit.*, p. 23.
- (12) Travis, A. S., et al., *The role of central government in relation to the provision of leisure services in England and Wales*, Report to the Department of the Environment, Centre for Urban and Regional Studies Research Memorandum, No. 86, University of Birmingham, 1981, p. 79.

6 C C P R とスポーツカウンシルの関連

一九七二年のスポーツカウンシル（執行機関）の発足時、C C P R のスタッフやかなりの財産がスポーツカウンシルへ移管した。特にスタッフは経験豊かであり、これは逆に見ればC C P R の弱体化である。ロイヤルチャーターにも「スポーツカウンシルの活動はC C P R 他の基礎の上に存在する」と、これまでの活動にたいする評価はあったが、骨肉の多くをスポーツカウンシルに移管した今、C C P R の存続、スポーツカウンシルへの合併吸収⁽¹⁾をめぐって、苦しい討論が重ねられた。だが、結局、存続の方針を採り、一九七二年六月一日に新C C P R が発足した。新たな目標は次の三項目であった。

a すべてのスポーツ、身体レクリエーション団体が集い、スポーツや身体レクの改善や発展のために努力し、確立したフォーラムを構成する。

b 特別なスポーツ団体の活動を支える。

c スポーツカウンシルへの助言機関とする。⁽²⁾

一九七三年四月、前スポーツ大臣D・ハウエルが、C C P R の会長・フィリップ殿下の招きでC C P R の議長に招かれた。ハウエルはスポーツカウンシルの執行機関化に反対した本人であり、これ以降、現在までスポーツカウンシルとC C P R の関係は微妙になった。その基調には、国家財政の援助を受けた団体としての役割（保守党的思考）と自主的スポーツ団体（労働党的思考）としての対立がある。また、スポーツ政策立案の中心が、これまでの諮問機関としてのスポーツカウンシルやC C P R 等の「民間」から、執行機関としてのスポーツカウンシルや政府機関のS A R D に移行し、後者も含めた行政機関の専門化が進み、ますますボランティア組織から遊離し始めたためである。この背景として、①サッカーリーグの重大化、②手段としてのスポーツ利用（都市問題対策）の促進、③特殊法

人(Quango)は補助金使途が不明確との保守党からの攻撃、そして④79年からの保守党による上からの管理化⁽³⁾であるといわれる。こうした傾向は一九八二年のスポーツカウンシルによる『地域におけるスポーツ—一〇年計画—』以降、政府はスポーツ政策立案におけるボランティアをいっそう好まなくなつた⁽⁴⁾。さらにスポーツカウンシルがこれまでの「スポーツのための社会政策から、社会政策のためのスポーツを志向⁽⁵⁾」するようになったためでもある。

以上のような施策の背景には①国民のスポーツ要求の拡大、②スポーツ界の活動(Lobby)の成果、そして③都市の荒廃化の進行等が考えられるが、そうした中での公共スポーツ政策拡大と同時に、一方で①高度化と大衆化の矛盾、②介入する政府と独立するスポーツ界の矛盾、③スポーツカウンシルとCCPRの矛盾等がいっそう顕著になりつ⁽⁶⁾つあつた。

特に八〇年代になると、一九八〇年モスクワオリンピックボイコットの押し付けをも関わらせて、フィリップ殿下自身がスポーツへの政府の介入を批判するようになる⁽⁷⁾。一九八一年にはスポーツ担当大臣のH・モノローが退任させられ、政府の意見により受容的なN・マックファーレンが就任した。これでスポーツへの政党政治がより直接的に介入することになった。

一方、低迷するイギリスの競技力の高揚を狙って、スポーツ振興基金(Sports Aid Foundation)がイギリスオリンピック協会(BOA)、スポーツカウンシルを中心に一九七五年秋に、取り敢えずは七六年のモントリオールオリンピックへ向けて設立され、企業からの援助金を元手にトップレベル選手への援助のための資金収集が始められた。これは国家の財政援助能力に限界があるため、重点配分を志向し始めたものともいわれ、環境省白書『スポーツとレクリエーション』の方針転換でもある⁽⁸⁾。七八〜七九年には一〇〇万ポンドがスポーツ大臣D・ハウエルの下で、スポーツカウンシルに与えられた。こうして一九七四年から九〇年まで国際競技会派遣費のうち七五%が補助金として支

給された。スポーツ振興基金の財政の七五％は一九八三年段階で次の六つを財源としていた。⁽⁹⁾

● スポーツカウンシル／● テスロ (Tesco)／● State express challenge／● Courage cause lottery／● British car auctions／● Birds eye。

(1) 一九三七年の「身体訓練・レクリエーション法」により、「国民体力評議会 (the National Fitness Council: NFC)」が設立され、「国民体力キャンペーン」を展開したが、その時にも、CCPRの前身である「レクリエーション・身体訓練中央評議会 (CCRPT)」の準国家組織であるNFCへの合併計画があった。が、CCRPTは拒否した。その後、ドイツとの一九三九年開戦により、NFCは雨散霧消した。この経験から、今回もスポーツカウンシルへの合併を拒否し、ボランティアとしての道を選じた。(Evans, H. J., *Service to sport—The story of the CCPR, 1935 to 1972—*, The Sports Council, 1974, p 222)

- (2) Evans, H. J., *ibid.*, p 226.
- (3) Houlhan, B., *The government and politics of sport*, Routledge, 1991, p 101.
- (4) Coalter, F., et al., *Recreational Welfare—The rationale for public leisure policy—*, Avebury, 1988, p 64.
- (5) Coalter, F., et al., *ibid.*, p 63.
- (6) Houlhan, op. cit., p97.
- (7) Coughlan, J. F., et al., *Sport and British politics since 1960*, The Falmer Press, 1990, p 62.
- (8) Hargreaves, John, *Sport, power, culture*, 1986. 翻訳「スポーツと『権力、文化』不昧堂出版、二五〇頁」。
- (9) McIntosh, P. C., et al., *The impact of sport for all policy 1966–1984 and a way forward*, Sport Council, Study 26, June 1985, p 124.

第四章 一九八〇年代のスポーツ政策

1 社会背景

(1) サッチャー政権

一九七九年五月保守党政権（サッチャー）が成立し、これまでの保守党政権とは異なる、いわゆるニューライイトのマネタリズムを理念とした「自由競争社会」「小さな政府」「夜警国家」を意図し、福祉国家の解体を志向した。その全体はサッチャリズムといわれ、レーガノミックスや中曾根「行革」と内容は近似でありながら、「イズム」と呼ばれている。これは、サッチャリズムが単なる経済政策に止まらず、意識革命、世直しにより比重のかかった一種の文化革命として各種の政策が展開されたからであるともいわれる。⁽¹⁾

一九七九年に政権をとってから最初に行ったのは軍人と警官の優遇措置であった。一方マネタリズムでの財政支出の削減は、敵対する労働党の影響が強いとされる高等教育機関、社会福祉施設、放送機関、文化施設等に集中した。

サッチャー政権は当面「貨幣供給量管理」によるインフレ抑制を全てに優先させつつ、他方、個人の労働意欲の増進、国家の役割の縮小、財政赤字縮小にみる民間部門の活動余地の拡大、労働組合の力の抑制の四原則（ハウ蔵相の一九七九年予算演説）を掲げて、「市場原理の復活」によるイギリス経済の再活性化を目指した。⁽²⁾ そしてサッチャリズムの政治的姿勢を総合的に見れば以下の六点となる。⁽³⁾

- a 個人の自由と競争への信仰
- b 国家によるマクロ経済政策領域の厳密な限定

c 福祉国家の役割の限定と転換

d 反労働組合主義

e 反社会主義

f 資本主義賛美

「ビクトリア時代に帰れ」とはサッチャーのスローガンの一つであるが、これは福祉国家のご破算を意味し、以前の競争社会状態への回帰を志向した。⁽⁴⁾

サッチャーは何度かの政治的危機を、フォークランド紛争やIRAによる殺人未遂事件等で国民の同情をかい、九〇年に退陣するまで、八〇年代をサッチャリズムで覆った。これにより労働党と伝統的保守主義による保守党の類似した、福祉国家を基調とした共通的な政治、通称「バックケリズム (Backkellism)」「ローボラティズム」が終焉した。一九八〇年代には公務員定員削減や教育費抑制等の公共支出を削減し、これまで国営化されていた諸企業の民営化を以下のように推進した。航空会社 (八一年)、電信電話 (八四―八六年)、自動車 (八四年)、ガス (八六年) 等。

一九七九年以降も進められてきたが、特に一九八三年の総選挙以降、サッチャー政権はいっそうの強行策を採り、その民営化も急速化した。特に七九年からの公営賃貸住宅の売却は、持ち家制度の奨励であるが、これを機会に公共施策の崩壊を強め、電信電話の民営化は決定的な影響を与えた。

フォークランド戦争 (一九八二) での強硬策がナショナリズムを煽り一時支持率を拡大したが、飽くなき財源確保は数百年ぶりの、中世社会における悪名高き「人頭税」(コミュニティ・チャージ) を復活させ、ついに一九九〇年に命取りとなり、退陣した。メジャー内閣が継承した。

自治体に対しては、これまで伝統的にパブリックセクターの強力な分野にも市場原理が持ち込まれ、これらは大き

く四つの政策で具体化された。第一は自治体の公共投資をコントロールする法制化の施行であり、一九八〇年の「地方自治体・企画と土地法」や一九八二年の「地方自治体・財政法」、さらに一九八四年の「地方税法」等により、自治体の裁量権が狭められた。一九八二年には政府の「番犬⁽⁵⁾」として会計検査院 (Audit Commission) が設立され、その後押しをした。第二は強制競争入札 (Compulsory Competitive Tendering: CCT) を導入し、サービス部門にも市場原理を適用した。第三は、「エンタープライズゾーン」や「都市開発法人 (Urban Development Corporations)」など、国レベルでの企画を立て、地方自治体の裁量権を弱体化させてきた。そして第四は、選挙民が自治体の多様性によりいっそう敏感になることを意図した地域税 (人頭税) (Community Charge or Pole Tax) の導入である。⁽⁶⁾ サッチャリズムは国家に権限を集中させ、地方自治体からはその自治権を剥奪する「国家に手厚く、地方自治体には冷たいシステム」⁽⁷⁾であった。

社会保障は福祉国家の根幹を形成する政策であるが、サッチャー政権はその削減を意図した。その一環に、レジュー分野での特殊法人 (Quango) の廃棄が計画され、アーツカウンシルやスポーツカウンシルの削減も意図された。こうして八〇年代の基調は形成された。

しかし社会福祉予算は結果として削減どころか、むしろ増大した。社会保障支出の大幅な増加の主要因は、いうまでもなくサッチャー政権登場時の一二〇万人から一九八六年半ばには一時三二〇万人を超えた失業の増加によるものであり、それは端的に失業給付および補足給付支出の急増に表れている。⁽⁸⁾

一方、労働党は全国レベルでは政権を奪取することはできなかったが、地方自治体では両党の競り合いの中で、いわゆる「新都市左翼 (The New Urban Left)」を誕生させた。彼等は近年の労働党の政策の弱体化を嘆き、一方では八〇年代以降のサッチャリズムに対抗して、地方自治体での社会主義的政策の実施と、そこからの社会主義政権樹

立へのプログラムを提起した。これらの一環に、都市部におけるスポーツ・レジャー政策の実現がある。また、こうした状況は例えば地方議会議員のレジャー観を調査したコルターら⁽⁹⁾の研究にもあるように、社会主義的レジャー観も一定の影響力を維持している背景である。

- (1) 三橋規宏『サッチャリズム―世直しの経済学』中央公論社、一九八九年。
- (2) 鬼塚豊吉『イギリス』『世界経済 Ⅲ ヨーロッパ独自の軌跡』馬場宏二編、御茶ノ水書房、一九八八年、八六頁。
- (3) 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』東大出版会、一九九〇年、二八七頁。
- (4) 森嶋通夫『サッチャー時代のイギリス』岩波新書、一九八八年、六九頁。
本書の森嶋のモチーフの一つは、「イギリス病」の有力な原因は保守党と労働党の政権交替において、例えば産業の民営化―国有化に見るような極端な対照を抱える二大政党制であるとしている。しかし、これまでのサッチャー以前で見てきたように、スポーツ政策において、この二大政党制の弊害はそれほど顕著に出ることはなかった。
森嶋はまた、中央政府巨大化の原因は防衛費であるとして、もし「小さな政府」を実現しようとするなら、軍隊を縮小するしかないと明記している。しかもサッチャー政権はむしろ軍隊を強化し、福祉費を削減しようとしたが結局は福祉費を削減できなかった。
- (5) Henry, I. *The politics of leisure policy*, Macmillan, 1993, p. 96.
- (6) Henry, I. *ibid.*, p. 95, p. 105.
- (7) Henry, I. *ibid.*, p. 109.
- (8) 鬼塚豊吉、前掲九七頁、九八頁の表2-13。
- (9) Coalter, F., et al., *Recreational welfare—The rationale for public leisure policy—*, Avebury, 1988.

(2) 社会不安、都市不安

一九八七年三月現在、新卒者を除く失業者数は依然三〇〇万人の上台を上回り、新たな定義による「失業」率も一％を越えていた。年齢別にみると若年者と高齢者に多く、業種別には製造業が深刻であった。一九八三年以降純輸入国となり、不況中の人員整理と合理化が失業をいっそう促進した。割合ではいわゆる肉体労働者に多い。⁽¹⁾ こうして失業の増大、貧富の格差拡大、女性の貧困化、人種的偏見の増大、都市暴動、フーリガン、労働組合抑圧等社会問題は噴出した。⁽²⁾

こうした中、深刻な不況と失業の増加にもかかわらず、平均稼得率の上昇が物価の上昇率を上回り、就業者と失業者の所得格差の拡大、就業者の中でも給与の格差が拡大した。「一九七八年から一九八二年にかけて肉体労働者の有給休暇日が急激に増加し、以降も増加が続いて」いる。⁽³⁾

社会保障費の膨脹は一九七〇年代中葉以降とりわけサッチャー政権期における貧困増大の帰結であるのは否定しえない事実であり、『小さな政府』の達成に失敗した最大の理由の一つが社会保障費の急増にあつた。⁽⁴⁾

一九七〇年代半ば以降、中央政府からの政治的・財政的圧力のみならず、失業、貧困、社会秩序問題などが自治体の事業活動に大きいのしかかってきた。産業衰退地域での経済発展は主要な関心事となった。

(1) 鬼塚豊吉、前掲、一〇七頁、参照表2-16。

(2) ウォーカー、アラン他『福祉大改革—イギリスの改革と検証—』佐藤進他訳、法律文化社、一九九四年。

(3) 鬼塚豊吉、前掲、一二〇頁。

(4) 毛利健三、前掲、三〇五頁。

2 社会問題とレジャー・スポーツ

(1) スポーツへの介入と介入

一九七九年の政権交替は、政府のスポーツへ直接的な介入を示すようになった。最初の攻撃は、ソ連のアフガニスタン侵略に対する八〇年のモスクワオリンピックへのボイコット問題である。いわゆる西側諸国にボイコットを呼び掛け、アメリカのカーター大統領と共にサッチャー首相はその旗振り役であった。しかし御膝元のイギリス選手の大半は政府のスポーツに対する不当な干渉であるとして、政府からの援助を受けることなく、自前で競技に参加すると同時にソ連政府への抗議の意思を示した。これに対してサッチャー首相は不参加を表明したスポーツ団体には特別金を与え、一方、選手として参加した公務員には有給休暇を与えず、免職の罰さえ加えた。「ソ連がオリンピックを、ヒトラーがそうしたように、政治宣伝の道具として使おうとしている」と言い立てたが、オリンピックを政治的に利用しようとしていたのは彼女の方であった。⁽¹⁾「スポーツをも自らの政治的意図に従わせる姿勢は既にこのボイコット問題で鮮明に示されたのであった。

さて、公共財政の削減の中でスポーツカウンスルは組織、機能、予算ともに拡大した。主要因は都市問題対策の一環に位置付けられたことにある。一九七〇年代以来、スポーツカウンスルは都市問題対策としての重点的地域スポーツ政策として、「特別必要地域 (Areas of Special Needs)」「地域でのフットボール (Football in the Community) : 一九七八年から」等を発足させ、そこでの重点を「都市貧困対策補助金 (Urban Deprivation Grants)」や「Pound for Pound Schemes」等の補助金政策も行った。

「地域でのフットボール」は一九七八年六月に労働党政府によって提起されたものだが、既に暴発寸前であった都

市の鬱憤を、スポーツカウンシルの年間予算以上の二百万ポンドの特別補助金を急遽支出し、「恵まれない地域」で、フットボールクラブがそのグラウンドの使用をはじめとして地域との接触を持ちながら、中心的には失業した青年の健全化を意図したものである。

一九八一年にレスター、バーミンガム、ダーウエントサイド等の都市で若年失業者へのレジャー施設提供の試みがあった。しかしスポーツカウンシルの調査では一九八一年段階で今なお、二九〇〇の室内施設 (Indoor Halls) が不足していた。一九八二年のスポーツカウンシルの集計では、三三九自治体中、失業者へのスポーツ優遇措置に関して一二九 (四〇%) は計画無し、七%は混雑時間以外の割引き (Off-Peak Rates)、四二%は全般割引き、五%は割引きカード・パスを発行、五%はリーダー派遣、そして一〇%はその他の施策を行っている。

経済下降、失業の増大、都市の腐敗は政府によるレジャーへの介入を早め、八一年の都市暴動 (リバプール、マンチェスター、ブライトン、ロンドン) はその対策上、スポーツやレクリエーションにおける政府の介入をいっそう促進した。

スポーツ担当大臣の変遷 (八〇年代) は、モンロー、マックファーレン、トレーシー、モイニハン、アトキンス (Monro, Macfarlane, Tracey, Moynihan, Atkins) と引き継がれたが、これらは保守党内の矛盾を反映し、いわゆる穏健派 (the Wet) から強行派 (the Dry: サッチャー派) への移行でもあった。

一九八〇年以前にもフットボールフーリガン (Hooligan) は問題化していたが、それ以降も大事件を引き起こし、深刻な国内、国際問題化した。こうした背後に、失業問題や都市問題の厳しさを指摘する声も多い。特に八〇年代に入っただけの失業問題は深刻で、その対応にスポーツ、レジャーは重視された。

一九八二―七年の引き続き失業状態の中にありながら、自治体におけるスポーツとレジャー部門では雇用を九%上

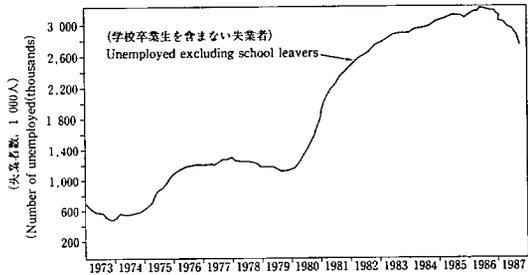
昇⁽²⁾させた。このような訳で、深刻な失業問題を抱えるイギリスで、レジャー、スポーツ分野は雇用問題の視点からも重視されている。この点で八〇年代のスポーツは三七万六〇〇〇人を雇用し、自動車産業、ガス産業などよりも多い⁽³⁾。また八〇年代はスポーツ、レジャー部門でのコモーション化が促進されたが、一九七〇年代、八〇年代のコモーション部門の発展は次の四つの視点⁽⁴⁾からの要因が重点となっている。

- a 多国籍企業の重要性・レジャー産業における大規模資本投下の多様性
- b 「市場集中」の過程
- c 垂直的統合
- d 経済への「旅行」の重要性、である。

こうして一九八〇年代は公共の責任回避の一方で、スポーツへの積極的なスポンサーシップの導入の時期でもあった。七〇年代のスポーツ行政が施設の建設と管理運営というハード面が中心であったとすれば、八〇年代は都市問題対策との関連もあり、地域住民のレクリエーションへの参加促進の時代であり、地域全体のスポーツへの包摂であった。

- (1) 森嶋通夫『サッカー時代のイギリス』岩波新書、一九八八年、一〇九頁。
- (2) Coalter, F. et al., *Recreational welfare—The rationale for public leisure policy—*, Avebury, 1988, p. 198.
- (3) The Henley Centre for Forecasting, *The Economic Impact and Importance of Sport in the United Kingdom*, The Sports Council, 1986.
- (4) Haywood, L., Henry, I. et al., *Understanding leisure*, Stanley Thornes Ltd., 1989, p. 227.

図4-1 イギリスの失業者数(1973-87)



(2) 失業者とスポーツ

イギリスの失業者は一九七〇年代後半は一〇〇万人から一四〇万人の間を変動していたが、サッチャー政権の下で急激に上昇し(図4-1参照)、一九八六年には三二〇万人にも達した。⁽¹⁾(もっともこの数字は学校卒業者の失業を含まない数値である。)

一九八一年夏の諸都市における暴動は、都市の貧民街に鬱積した長年の不満、失業率の高さ、サッチャー政権による福祉切り捨てなどによる困窮が一気に爆発したものである。これへの諸対策の一つとして政府は急遽三〇〇万ポンド(四億八〇〇〇万円、一ポンド一六〇円)を投入して、ロンドンと西ミッドランド地方の合計一五の自治体を対象に、「アクションスポーツ」⁽²⁾計画を立て、住民の欲求不満の吸収に努めた。これは一九八一年夏の暴動後、八二年の一〜三月に企画され、四月一日から三年計画で実施された。急遽すぎて各地の計画も多様であった。

この計画の目的は、「ターゲット・グループ」として、失業者(特に若年層)、民族的少数者、女性、障害者として五〇歳以上の中高年者を設定し、彼等のスポーツへの参加を促進せんとしたものである。しかもこれに雇用政策が関わり、そうした失業者の中から完全雇用、パートのスポーツリーダーを養成し、地域レベルでのモチベーションを上げた。多様な企画があるが、共通する部分でいえばおおよそ次のようになる。

- a スポーツやレクリエーションへの参加の少ない人の態度を積極的なものに変え、都市内部住民への適切なレクリエーション活動計画を発展させる。

表 4-1 1984 年 6 月段階での開講数と参加数

	西ミッドランド	ロンドン	全 体
開 講	462	242	704
参 加 数	5390	3105	12.8
平均人数 (1 講)	11.6	8495	12.0

b それらの計画のもたらす効果の評価をする。

c 三年の計画を基に、自立したレクリエーション計画が立てられるように奨励する。

d そのために、地方自治体を奨励する。

e 二〜三年計画で、スポーツリーダー養成計画を創造する。

こうした目的を具体化する方法として、大まかに以下のような手順が採られた。

a 問題の把握 (ターゲットグループのスポーツ・レクリエーション参加状況など)

b 問題への対応 (地域スポーツリーダーの配置などによる)

c 施設活用等を含めた活動計画の確立

d ターゲットグループの識別

e リーダーシップの発展

f 計画の継続への援助。

こうして、例えば一九八四年六月の調査週における「アクションスポーツ」企画への参加状況は表 4-1 のようになっていた。この週の開講数は西ミッドランドで四六二、ロンドンで二四二で合計七〇四である。参加者数はそれぞれ五三九〇人、三二〇五人、全体で八四九五である。そうして一講あたりの平均参加者数は約一二人となっている。

こうした開講は種目別、年齢別、性別、失業者・雇用者別、既習者・初習者別、また開講コースの長さ等の分類がなされている。また、経常的開講 (二週間) において活用されたリーダーの数は、バーミンガムで三四一名、その他の西ミッドランドで四六一名、ロンドンで四八六名、合

計で一二八八名である。

これらのリーダーの処遇の違い、リーダーと既存の指導者との調整不足、新たな開講による自治体の施設の既存の利用との齟齬など、性急すぎる計画がもたらした問題が多く出された。上記の目的の内、クラブの自立等はいろいろの要因が絡み簡単ではない事、クラブ自体の問題やそれを支える自治体の体制等地域による差異が大きく一概に結論は出せないにせよ、この調査は「概ね良好であり、もしそれらのリーダーたちが適切な支持を与えられるならば、社会的な弱者へのスポーツ・レジャーへのいっそうの参加をもたらすことができる」と結論付けている。

さらに、ここに掲げられた目的のうち、コーチやリーダーの養成は、一九八三年に組織された全国コーチング基金 (the National Coaching Foundation) の設立によって、一方では担われるようになった。

これらの結果をもとに、スポーツカウンシルではこの「アクションスポーツ」が切れる一九八五年以降に、各地域での独自のアクションスポーツ計画策定を奨励したり、人材提供委員会 (The Manpower Service Commission) と提携して、もっと全国規模でのアクションスポーツ計画を企画し、一〇〇〇人以上のスポーツ関係者の雇用を計画した。したがって、この「アクションスポーツ」計画は都市問題対策、特に失業者を含めた社会的弱者を対象とするスポーツ施策が、社会不安を除去する上で必須の施策となったことは多くの人の認めることとなった。

ところで、こうした失業者対策も所詮は問題の表面的な対策にしか過ぎない。それによって失業の不安が解消するものでないからである。「失業への対応は雇用であり、退屈への対応はアクションスポーツだ！」(一二頁) という地域からのレポートの示すところは、誰もが持っていた心情であろう。⁽³⁾

(1) Glyptis, S., *Leisure and unemployment*, Open University press, 1989.

(2) Riggs, Malcolm: Policy Studies Institute, *Action sport: An evaluation, Community sports leadership in the inner cities*, The Sports Council, August 1986.

(3) こうした深刻なイギリスの経済とそれへの対策の上で、失業者に対するスポーツ施策が重要な意義を持って実施されているが、それを理解していないいわゆる「イギリス通」の経済学者が見ると、次のように「遊業」として、怠けや甘やかし、贅沢の一つと受けとられてしまう。

「ロンドン郊外のあるパブリックゴルフクラブには失業者割引料金制度がある。ウィークデーのワンラウンドのプレー代は大人一人四ポンド（1ポンド＝112.0円、八八年時点）だが、失業手当給付証明書を示せば、子供並の料金（2・25ポンド）でゴルフを楽しむことができる。

多くのサラリーマンが仕事に精を出している日中に郊外でゴルフに興じる優雅な失業者がいるわけである。また、ロンドン各区にあるスイミングプールなどもパブリック施設の場合、失業者に無料で開放されているケースが多い。だからイギリスの失業は一種の「遊業」ともいえる要素をかなり色濃く持っているように見える。」（三橋規宏『サッチャリズム―世直しの経済学』中央公論社、一九八九年、一一五～六頁）

3 「スポーツ・フォー・オール」の実態

諸計画により、住民のスポーツ参加は増加してきたが、その背景に自治体の専門部局の編成がある。一九七四年の自治体再編前には二〇足らずであったものが、八〇年には一五〇に、そして八二年には二〇〇にも達した。[↑]こうして「スポーツ・フォー・オール」を推進する具体的な自治体レベルでの組織上の条件は少しずつ整いつつあった。

一九八〇年には労働組合会議（Trade Union Congress）が『スポーツとレクリエーション』を出し、労働者のスポーツ、レクリエーション参加の保障を提案した。特に、スポーツ参加の平等性の保障、スポーツ・フォー・オール

をより浸透させるための予算や施設建設などを支持した。

一九七九年にはそれまでのレクリエーションマネージャー協会、レクリエーション管理協会、公園とレクリエーション管理研究所等の合同機関として、「レジャーと環境管理研究所 (Institute of Leisure and Amenity Management: ILAM)」が設立され、行政の専門化に対応する研究、教育機関が設立された。一九七二年以降の二〇年間に、レジャーとレジャー専門家の重要性がそれぞれの社会背景との関わりで、つまり七〇年代の初期には市民権の視点から、七〇年代の後半から八〇年代の中頃には都市/青年問題に対応する中心領域として、そして八〇年代後半には資本投資対象として、概念化された。

一九七〇年代はスポーツ施設建設が重点であったとすれば、一九八〇年代はそうした条件整備の下に、住民のスポーツ参加が促進された時代である。一九七〇年代の後半にスポーツ政策は都市問題対策に組み込まれ始めたが、八〇年代に入ってから都市暴動の勃発、フットボールフーリガンの国際問題化は、社会対策としてのスポーツ施策を一段と強めるきっかけとなった。そのため地域住民、特に社会的弱者のスポーツへの参加促進策も重要になった。こうして、一定数の施設の下で、八〇年代のスポーツ施策の重点はスポーツ参加を可能とする指導者の養成であった。一九八三年には全国コーチング基金が設立され、各級レベルでの指導者養成の体制が確立した。一九八九年には福祉法人となり、さらにスポーツカウンシルの指導者部門としての位置を確立した。

しかし、一九七二年以来進められてきた「スポーツ・フォー・オール」もその主な享受者はいわゆる中産階級に集中し、社会対策上最も必要な社会的弱者、マイノリティズはあまり恩恵を受けていなかった。つまり「スポーツ・フォー・オール」とはなっていない⁽²⁾。したがって、七〇年代の中頃以降はこうした都市問題対策としての側面を持ちながら、こうしたマイノリティズへの重点施策がなされてきた。そしてこれらは既に見たように、失業者対策

表 4-2 1979-80 年の各競技団体の収支⁽³⁾

収 入	千ポンド	%
スポーツカウンスル	3,506	18
他 の 補 助	431	2
ス ポ ン サ ー 料	602	3
寄 付	1,615	8
会 員 費	2,472	12
投 資	881	4
指 導 料	749	4
事 業 収 入	7,783	39
そ の 他 計	2,014	10
合 計	20,063	100

として、例えば人材提供委員会によって、「地域でのフットボール」(一九七八)のような地域の失業青年の参加促進策や「アクションスポーツ」(Action Sport)(一九八二)に見るように地域指導者の養成策がとられたのである。今やスポーツ団体の総収入の二〇%がスポーツカウンスルからの補助金(国庫補助金は一八%、その他の補助二%)であり、寄付八%を足せば合計で三〇%近くに達する(表 4-2 参照)。しかしこのスポーツカウンスルからの補助金も、会計検査院、議会、そして保守党政権から使途が不明瞭だとの指摘を受け、以後の補助金は、それぞれの競技団体が会員サービス、コーチ計画、選手強化、そして競技のような主要な活動領域での三〇五年計画を厳密に提出することを要求するようになった。これは一方で、スポーツカウンスルによるスポーツ団体へのいっそうの統制として受け止められた。

(1) Coghlan, J. F., et al., *Sport and British politics since 1960*, The Falmer Press, 1990, p. 215.

(2) McIntosh, P. C., et al., *The impact of sport for all policy 1966-1984, and a way forward*, The Sports Council, June 1985.

(3) Gratton & Taylor, *Government and the economics of sport*, Longman, 1991, p. 150.

4 スポーツカウンスルの戦略

(1) 『地域におけるスポーツ一〇年計画』(一九八二)

これは先一〇年間のスポーツ参加計画の戦略・戦術である。概略は以下のようである。

a 一九八〇年代のスポーツ政策の基本がこの政策文書である。八〇年代は少子化の一方で成人の増加、都市周辺部や農村部での人口増加、レジャー時間の増加と失業レベルの増加に伴うスポーツ要求の拡大が見込まれている。

b これまでのスポーツ政策によれば、次のような成果を得ている。一九六〇年代に屋外スポーツへの参加が倍増し、一九七〇年代には屋内スポーツは倍増し、屋外は五割増した。一九八〇年までに、屋外スポーツへの月一回以上の参加は人口の三〇％に、屋内スポーツには二％が定期的に参加し、一九七七年との比較で見るとそれぞれ七・二％、六・一％の上昇を見ている。年齢的に見れば中年の若い層の男女の参加が増えているが、幼児を抱える主婦や未熟練労働者、四五歳以上の人々、障害者、少数民族者そして失業者の参加は依然として少ない。教育機関と地域による施設の合同提供 (Dual Use) は合理的であるが、未だ五分の四に近い学校が週日はおろか、週末、祭日にも十分活用されていない。

c しかし財政難の中で、いっそう高まるスポーツ要求に対処するためには、厳選され、重点化された施策が採られなければならない。またスポーツの提供において、これまで以上に商業部門との提携も必須となっている。

d 大衆参加では、この八〇年代の (屋内、屋外) の参加上昇目標は、男性 (二五％、一五％)、女性 (七〇％、三五％) となっており、女性の屋内での七〇％はきわめて大胆なものである。特に年齢層では、一三〜二四歳と四五〜五九歳の参加が重点化されている。

e この参加を受け入れるため、地域レベルでは八七年までの五年間におおよそ次のような施設が新たに必要とされている。八〇〇カ所のスポーツホール (うち一五〇カ所は特別必要地区へ)。五〇カ所の新プール建設と二〇〇カ所の建て替。水泳は男女共に最も要求の高いものである。また、三〇〇〇カ所の新、あるいは高度なスポーツグラウ

ンドが必要。うち六〇〇カ所は特別必要地区へ。その他、田園レクリエーションの奨励である。

f 高度化の推進には、コーチ制度の充実や競技団体への援助がある。

g スポーツカウンシルは、八〇年代の補助金を得るために、七〇年代の実績を基礎にして要求している。つまり、七〇年代には二八〇〇万ポンドの政府補助金が、地方自治体の一億四九〇〇万ポンドと、四三〇〇万ポンドの民間投資を誘発したからである。

これらの施策は、七〇年代の総括の上に八〇年代の方針を提起したものである。七〇年代の施設建設によって、国民のスポーツ参加は飛躍的に増大したが、今後の施設建設と参加人口の具体的な数値を挙げた。さらに、都市問題対策の上から社会的弱者への対策としてのレジャー・スポーツが強調された。また、スポンサーシップの強調も七〇年代とは異なった特徴である。

これに対応して、八二年にはパイロット計画「アクションスポーツ(Action Sport)」が、五〇歳以上の中高年齢層を対象とした「五〇歳からの参加(50+All to Play for)」や、「ずっと持続しよう(Ever Thought of Sport?)」そして八七年からは「君のスポーツは何? (What's Your Sport?)」も推進された。

スポーツへの参加の低い年齢層を重点(Target Groups)とし、特に一三―二四歳と四五―五九歳が重視された。施設建設では、七〇年代のそれとは異なり、見学席付きの地区スポーツセンター、農村での小スポーツホール、芝生ピッチの改良を重点化した。一方、プール、ゴルフコース、スケートリンク、水上レクリエーションの優先性は落ちた。高度化の追求は同様に継続されている。

この計画以降、政府は独自の政策に確信を持つようになり、もはやボランティアセクター(実質的にはCCPR)がスポーツ政策を持つ事を好まなくなった。これはスポーツカウンシルが執行機関化した一九七二年段階でも顕著に

表 4-3

(4)	
政府の支出	100 万ポンド
スポーツカウンシル	37
都市プログラム	24
自治体補助金 (スポーツ関連)	
スポーツへの支出	258
教育への支出	167
その他	59
計	545

表 4-4 施設への補助金 (百万ポンド)

	国	地方	全体	比
1978/79	2.096	4.831	6.927	100
1979/80	1.537	4.821	6.348	92
1980/81	2.059	5.286	7.345	106
1981/82	1.981	6.525	8.506	123
1982/83	1.521	10.85	12.371	179
1983/84	1.722	8.965	10.687	154
1984/85	2.902	6.824	9.726	140
1985/86	2.596	7.405	10.001	144
1986/87	3.956	8.524	12.48	180
1987/88	1.356	8.156	9.512	137
1988/89	1.517	8.606	10.177	147

から「都市プログラム」はスポーツやレクリエーション活動の発展にとってスポーツカウンシルからのスポーツ独自の財源よりも重要な財源となっている。⁽³⁾例えば、一九八三〜四年における「都市プログラム」の内容は、失業/少数民族問題/地域発展/経済発展/環境/健康と障害/五歳児まで/児童・青年/高齢者/ホームレス/レジャー、の一一項目である。

例えばレジャー項目で見ると、スポーツカウンシルや地方アート協会、地域プレイ協会、民族アート、スポーツ組織、そしてボランティアサービス地域評議会からの個人々の参加によって構成された。そして一九八四〜五年にかけての政府のスポーツ支出を見ると、表 4-3 のようになっていて、自治体補助金は政府支出の約一〇倍であり、「スポ

見られたことであるが、さらに顕著になった。先に見た「アクションスポーツ」もその重点施策である。三〇〇万ポンドの資金で一六の自治体がそれぞれの計画をたてた。失業者のスポーツへの参加を促進させるために地域リーダーを養成したりするものである。さらに、一九八六〜七年には四六の自治体が「都市プログラム支援金 (Urban Programme Support)」を受けた。一九七〇年

表 4-5 スポーツ組織への補助金 (百万ポンド)

年 度	競技団体へ	その他の スポーツ団体	全 体	比
1960/61			0.196	32
1961/62			0.255	42
1962/63			0.305	50
1963/64			0.381	63
1964/65			0.467	77
1972/73			0.607	100
1973/74			0.939	155
1974/75			1.289	212
1975/76			1.987	327
1976/77			2.463	406
1977/78			3.779	623
1978/79	3.289	0.297	3.586	591
1979/80	3.753	0.31	4.063	669
1980/81	4.63	0.37	5.	824
1981/82	4.728	0.452	5.18	853
1982/83	5.2	0.66	5.86	965
1983/84	5.402	0.39	5.792	954
1984/85	6.	0.552	6.552	1079
1985/86	6.247	0.713	6.96	1147
1986/87	7.77	0.965	8.735	1439
1987/88	8.876	1.35	10.226	1685
1988/89	8.155	1.148	9.303	1533

「スポーツ・フォー・オール」推進におけるその重要性が明白であると同時に、スポーツ施策の公共性を強く示している。特に施設建設では、七〇年代の重点がプール、ゴルフコース、スケートリンク、水上施設であったのに比べて、八〇年代は三二三カ所の新しいスポーツホール(種々のサイズ、総額一億三〇〇万ポンド)と一〇、〇〇五カ所のボール種目競技場建設と改善(総額一億七〇〇〇万ポンド)が提起されたが、ここでの数値はその一つの具体化である。

八〇年代に特別の施策対象とされたターゲットグループは、低賃金や未熟練労働者、幼児をかかえる両親、女性、民族的少数者、学校卒業直後の若者、失業中の青年である。さて、ここで国やスポーツカウンシルの補助金について見ておこう。表4-4は施設建設へのスポーツカウンシルからの補助金を示したものである。国のレベルよりも地方レベルへの補助金が圧倒的に多いことを示している。また、一九七八/七九年度を一〇

〇とすると、八〇年代は一五〇前後で一貫している。

さらに表4-5は国とスポーツカウンシルによるスポーツ組織への補助金の内実である。残念ながら一九六五年から一九七二年までの諮問機関としてのスポーツカウンシル時期の補助金の明細が不明であるが、一九七二年以降の執行機関としての補助金の推移が明白である。その絶対額についての評価はいろいろあるにせよ、執行機関としてのスポーツカウンシルの誕生した一九七二年度を一〇〇とすれば、それ以前とそれ以降の比率が分かる。絶対額それ自体の評価は問題があるにせよ、比率でいえば着実に進展しているといえる。例えば、一九八〇/八一年には指数は八二四で八倍となり、一九八八/八九年には一五三三と一五倍となっている。

- (1) The Sports Council, *Sport in the community: The next ten years*, 1982.
- (2) Colter, F., et al., *Recreational welfare-the rationale for public leisure policy*, Avebury, 1988, p. 64.
- (3) Glypis, S., *Leisure and unemployment*, Open University, p. 33.
- (4) Gratton & Taylor, *Government and the Economics of Sport*, Longman, 1991, p. 22 Table-2.

(2) 『地域におけるスポーツ―九〇年代へ向けて、八八〜九三の戦略⁽¹⁾』(一九八八)

先の『地域におけるスポーツ―一〇年計画』は五年後に政策の見直しを約束したが、スポーツカウンシルでは一九八七年に「どの方向へ進むべきか(Which Way Forward?)」の調査を基礎に、『地域におけるスポーツ―九〇年代へ向けて、八八〜九三の戦略』を一九八八年に提起した。この調査は六〇項目からなり、八七年に一二〇〇団体へ向けて発送され、三四五(回収率二八・八%)の回答を得た。

重点はこれまでと同様に、いわゆる社会的弱者に対する不平等の克服であるが、一九八〇年代の政治によって貧富の格差は拡大し、国民のスポーツ享受もこれを反映したことが冒頭の認識となっている。富裕層は商業ベースでも対応ができ、多くのチャンスを持つことができるが、貧困層は先の「スポーツ・フォー・オール」の実態でも見たように、チャンスが少ないからである。

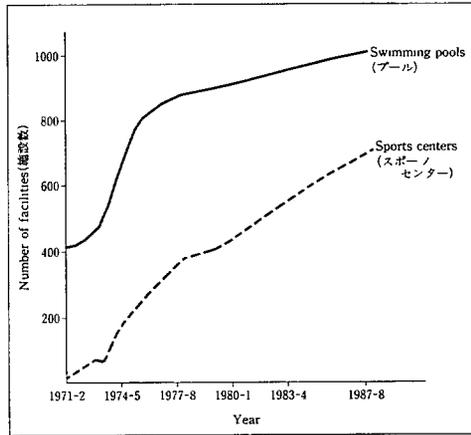
この巻頭言で議長の J・スミスはパブリックセクターの役割として、一つにはいわゆる社会的弱者のスポーツ参加へ援助することであり、第二としてボランティア、コマニシャルの各セクターとパブリックセクターの調整である、と述べている。これまでの施策と比べるとここに変化のエッセンスが集約されている。七〇年代は公共の責任でスポーツの発展を支えてきたが、八二年の施策ではサッチャリズムを反映して予算削減が計られた。しかし都市問題の深刻化に伴い、公共責任は維持されていた。だが、都市暴動等が一定沈静化した現在、公共責任は商業ベースに対応できない貧困層のみを対象として、あとは公共責任を大幅に後退させたからである。

こうしたスポーツカウンシルの政策の変化、民営化の波は遅れ馳せながら、サッチャリズムがこの分野にも全面的に導入され始めたことを示すものである。一九八七年一月一九日のスポーツ大臣コリン・モイニハンよりスポーツカウンシル議長ジョン・スミスへの公開状⁽²⁾の発表でも、既に一定の圧力は加えられていた。

八二年以降五年間に、屋内スポーツでは一〇〇万人の女性が新たに参加したが、屋外スポーツでは逆に少し減少した。男性全般では屋内も屋外も共に増加した。年齢的に見れば、中高年層が、国民全体の健康志向の雰囲気の高まる中でその参加は目標値を越えたが、若年層では達成できなかった。

施設建設では、プール建設(五〇の新設と二〇〇カ所の建て替)の目標は達成したが、屋内スポーツホール(八〇カ所)の建設は、未達成であった。ともあれ、この間の施設建設の実数は図4-2に示すように着実に伸展してき

図 4-2 施設数



建設事業の、それぞれ補助金として予算化した。

なお、この段階でスポーツカウンスルはCCTに対しては否定的な態度を示した。(paragraph.1.51)

- (1) The Sports Council, *Sport in the community—into the 90's: a strategy for sport 1988-1993*—, 1988.
- (2) その内容は以下のとおりである。

a スポーツカウンスルは補助金の活用を、特に都市内部、若者、失業者、その他特別な要請のある地域やグループに、焦点化すべきではないか。

た。

これらの実績を受けて、今後の五年間の方策は、国民の参加策からい
 えば、一二五万人の女性と七五万人の男性の新たな参加、年齢から見れ
 ば特に学校卒業直後の若年層が重点とされた。また施設建設では五〇〇
 カ所のスポーツホール、そのうち都市内部、リゾート地、農村が計画の
 重点とされた。学校施設の地域との共同使用 (Dual Use) の拡大、さ
 らに一五〇カ所の新プール建設も計画された。もちろん、スポーツの高
 度化への施策も計画された。

今後五年間は、毎年平均一、一〇〇万ポンド (一七億六〇〇〇万円、
 一億一六〇〇円) を予定し、そのうち二〇〇万ポンド (三億二〇〇〇万
 円) はサービス事業の、九〇〇万ポンド (一四億四〇〇〇万円) は施設

b 各競技団体が私企業からの援助をより有効に獲得できるように、スポーツカウンシルとしてガイドラインやアドバイスを計画を発展させるべきではないか。

c スポーツカウンシルはトップレベルの競技者への援助から撤退すべきではないか。

d スポーツカウンシルはより少ない委員で、より効率的に活動すべきではないか。

e 国立スポーツセンターの運営はいかに改善できるだろうか。スポーツカウンシルは強制競争入札 (CCT) をよりいっそう活用すべきではないか。

c. f. Henry, I., *The politics of leisure policy*, Macmillan, 1993, p. 74.

(e) Coughlan, J. F., et al., *Sport and British politics since 1960*, The Falmer Press, 1990, p. 103, p. 123, p. 172, p. 192.

第五章 一九九〇年代のスポーツ政策

1 サッチャーからメジャーへ

サッチャリズムは強引なマネタリズムによって、福祉国家の崩壊を意図したが実現できず、むしろ失業者を増大し、貧富の格差を拡大した。一方、その財源確保のために、中世社会における悪名高き「人头税 (Poll Tax)」（コミュニティ・チャージ）を数百年ぶりに復活させたが、多くの国民の反感を買った。サッチャーは保守党党首として第四期目をかけて立候補したが、反対も強く途中で辞退した。こうして一二年間の長期政権はついに人头税が命取りとなり、一九九〇年にメジャー内閣に引き継がれた。メジャー首相は、さすがに人头税は引っ込めたが、その政策の多くを継承した。

2 強制競争入札 (Compulsory Competitive Tendering: CCT)

一九八八年七月一日成立の地方自治体法により、スポーツ大臣がCCTの導入を発表した。地方自治体は現在一七〇カ所以上の室内スポーツセンターと多くのスポーツグラウンド、ゴルフコースを管理しているが、普通の自治体では一九九二年一月一日までに三五%を、ロンドンや大都市では一九九二年八月までに七〇%を、そして残りは一九九三年一月一日までに一〇〇%をCCTに掛けることを決定した。

CCTは一九八〇年の「地方自治体・企画と土地法」で初めて導入されたが、一九八八年の地方自治体法で多領域に拡大した。この法律で直接的に対象とされた活動は、「ごみ収集」「建物の清掃」「他の清掃」「学校や福祉目的の賄い」「他の賄い」「グラウンドの維持」「自動車の維持と修繕」である⁽¹⁾。この段階では、スポーツへの直接的な関連は「グラウンドの維持」であったが、一九八九年一月の議会指令「スポーツとレジャー施設の競争」(Parliament Order: Competition in Sports and Leisure Facilities) によってスポーツセンター、レジャーセンター、プール、ゴルフコース、グラスボーリンググリーン、ゴルフの putt 練習場 (Putting Green)、テニスコート、陸上競技場、サッカー場、競輪場、各種球技場、水上スポーツ施設、人工スキー場、スケートリンク、室内ボウル場、海岸他の施設がその対象とされた。対象外とされたのは、教育施設や共同の (Dual Use) 利用施設、スポーツ・レクリエーションよりも社会目的の施設、コミュニティセンター、医療施設などである。

「公共サービス民営化ユニット (Public Service Privatization Unit: PSPU)」の一九九二年の調査によれば、一四一件のスポーツ・レジャー契約のうち、四二%の五九件が企業と結ばれた。しかしその内の二二件が既に終了してしまっている。その主な理由は企業の倒産によるものである。CCTの展望は、企業サイドにとってそう魅力あるものとはいえないようだ。というのは競争入札に参加している大部分の企業が、この入札を目的に設立されたものであ

り、以前の自治体職員によって運営されているのが現状である。また、自治体自体による「組織内契約」は、およそ三分の一が無競争でありながら、契約条件の悪化やポストの減少などの労働条件の低下というのが実態であり、これまでの自治体における条件よりもむしろ悪化していた。⁽²⁾

CCCT導入の長所は自治体レジャー政策の政策目標を特定化 (Specify) する必要性が認識されたことであるが、⁽³⁾レジャーサービスはごみ収集などと違って政策的な達成度は把握しにくいものである。それだけに、スポーツやレクリエーションの分野の競争入札は他の分野に比較してもリスクが大きすぎるとの指摘もある。

一九九〇年には会計検査院 (Audit Commission) がCCCT推進のためのハンドブック『自治体のスポーツへの援助』⁽⁴⁾を出した。その見解によればCCCTはスポーツ施設などの開館時間、活動内容、利用料等は自治体の議会が決定できるのであるから、これは私営化 (Privatization) ではないとする。⁽⁵⁾そしてCCCTは地方の要求によりよいサービスを提供できるものであり、地方自治体はその推進のために、例えば直接事業組織 (Direct Service Organization) 等を設立し、民間と競合することを求めている。

- (1) Local Government Act 1988.
- (2) Henry, I., *The politics of leisure policy*, Macmillan, 1993, p 101.
- (3) Henry, I., *ibid.*, p 102.
- (4) Audit commission for Local Authorities in England and Wales, *Local Authority Support for Sport: A management handbook*, 1990, HMSO. これは、その前に出された小冊子『だれのためのスポーツカー・スポーツとレクリエーションにおける地方自治体の役割の明確化』*Sport for Whom? Clarifying the Local Authority Role in Sport and Recreation* の姉妹編

となっている。

(5) CCTのこの解釈は大いに反論がある。例えば日本では「公設民営」という方式がある。管理と運営の範囲をめぐって、例えば社会教育法では施設の管理の側面を事業委託することは認めているが、事業内容の委託を認めてはいない。しかし、現在の民営化路線の下で、その事業内容の委託までを強行しているのが実情である。もっとも、契約の内容は、管理・運営すべてを委託したのから、管理や運営の推進における委託をしたものまで、あるいは、直接に企業に委託したのから、自治体の出資金による出資での第三セクターである公社方式まで、多様である。(拙著『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版 一九八八年参照。)

3 教育改革

一九八八年七月末に教育法が成立し、ナショナルカリキュラム構想が打ち出された。これまでカリキュラム編成は学校長(Headteacher)にあったが、サッチャー政権はこれによって統制を強め、全国統一案を求めた。

サッチャー政権下では「体育科」は中心教科(必須教科・コアカリキュラム)に入っていなかったが、メジャー政権下のナショナルカリキュラムの施行段階ではコアに入った。メジャー自身、集団的な競技スポーツの「保守・忠誠」的価値を認める伝統的な保守主義者の側面を有するからであるともいわれる。また最近の調査によれば、小学生の女子の五〇%、男子の三分の一が運動不足状態であるが、こうした背景が体育科のコアカリキュラムになった理由の一つでもある。

ナショナルカリキュラム『体育一五〜一六歳』⁽³⁾の中では、「ゲーム」「ダンス」「体操」「競技」「野外の冒険活動」「水泳」の六つの運動領域を、「計画と構成」「参加と実技」「判断と評価」の諸視点から五〜一六歳を四段階の「キ

イ・ステージ」に分け、それぞれにより具体的な到達目標で構成されている。体育は五〜一六歳まで必修であり、特に水泳は一歳までではすべての子どもに必修で、それ以降はアウトドアや冒険活動を含む五領域を学習することになる。多くの学校では体育の時間数は週一〜三時間が大半である。

学校でのスポーツとの出会いが一生のスポーツ享受行動に与える影響は絶大であるが、この点で、イギリスの体育界は最近次のような不安材料を抱えている。

a 授業では体育が必修となったが、部活自体が低調化している。これは教師の労働条件改善の動きの中で、部活をも面倒見る教師が減少しているためである。

b この間のナショナルカリキュラムの制定過程で、体育は一時必修科目から外されていた。そのことが、体育を第三者的に軽視する傾向も残っている。

c 社会全体の体力や健康志向の中で、体育の内容がスポーツよりもっと健康志向的な種目へ移行しつつあること。

d 最後に、学校のグラウンドの売却が進められている中で、地域社会が使用できるグラウンドが縮小⁽⁴⁾している。

(1) Education (No. 2) Act 1986, Education Reform Act 1988.

(2) Henry, I., 一九九五年二月九日、「橋大学での講演から。ヘンリー「イギリス戦後スポーツ政策の思想」『研究年報'94』一橋大学体育科、一九九五年八月参照。

(3) The Minister of the Department of Education and Science (England and Wales), *Physical Education—5—16—*, HMSO, 1991, 8.

(4) 一九九〇年代に入り、地域との相互利用 (Dual Use) のグラウンドは贅沢だという根拠で、売却されている。これに対して多くのスポーツ団体は危機感を抱き、抗議している。

4 スポーツ行政機構改革

スポーツ・レクリエーション局 (Sport and Recreation Division : SARD) の所管は長い間環境省であったが、一九九〇年二月に教育省 (Department for Education : DfE) に変わり、そして一九九二年四月に現在の国民文化遺産省 (Department of National Heritage : DNH) となった。これにともない、スポーツカウンセシルも後者の管轄に移行した。国民文化遺産省は芸術、博物館、美術館、文化遺産、映画、スポーツ、観光、放送、出版、それに国営館などの文化政策領域を所管することになった。⁽¹⁾ その背景には、これまでそれぞれの文化領域と行政としての対応が分散していたために、それらを統括することになったものである。初代大臣はデビッド・メラリー (David Mellor) である。

ここで、「国営宝籤」に触れておきたい。ヨーロッパ諸国は現在それぞれの形式でのギャンブリングからスポーツへの補助金を集めている。「国営宝籤」「即席籤」「ロット」「私営籤」「トト (サッカー籤)」等である。イギリスの場合にはこれまで、サッカー籤は完全な私営方式であった。一九九二年二月に法案が提出され、一九九三年一〇月に施行された「国営宝籤法」(The National Lottery Act) は九四年一月から年間五〇億ポンド (八〇〇〇億円、一五一一六〇円) の売り上げを予定し、売上金全体の一二%を税金として納めた後、五六・五%は賞金に回し、さらに二五〜三〇%がスポーツ分野、芸術分野、慈善事業、文化遺産保存へ配分されることになった。所管は国民文化遺産省である。しかしこれを巡っても、「勤労者階級の懐を当て込んでいる。文化助成などは公正な税金を通じて行うべ

まだ」という批判もある。⁽²⁾

(1) 中村祐司「イギリスにおけるスポーツ行政組織の移管をめぐる法的検討」『スポーツにおける当事者関係の特質』日本スポーツ法学会年報第一号、一九九四年、早稲田大学出版部。一五五～一六三頁。

政府は九〇年代に入って、スポーツ・レクリエーション分野のリストラを提案している。しかし、これらの資料は未だ入手されず、今後の分析に課す。

● Department of Environment/Welsh Office, PPG17 on Sport and recreation, HMSO, 1991, 9.

● Department of Education and Science, *Sport and active recreation*, HMSO, 1991, 12

● Department of Education and Science, *A sporting double: school and community*, HMSO, 1991.

(2) 朝日新聞、一九九四年六月二〇日夕。

5 スポーツカウンシル

これまでのスポーツカウンシル組織は、スコットランド、ウエールズ、北アイルランドのスポーツカウンシルとなるので、全国兼イングランドスポーツカウンシルがあったが、一九九三年一〇月から後者のスポーツカウンシルが分離して、それぞれ英国スポーツ委員会 (a United Kingdom Sports Commission: UKSC) とイングランドスポーツカウンシル (a Sports Council for England: SCE) となった。

(1) スポーツカウンシルの施策：『九〇年代のスポーツ―新たな地平線―』⁽¹⁾ (一九九三)

一九八八年の『地域におけるスポーツ―九〇年代へ向けて―』は「一九八八～一九九三年のスポーツ戦略」であり、

その後の九〇年代を通しての新たな施策が必要だった。そして今回の『九〇年代へ向けて』は一九九三年から一九九七年までの五年間を展望した。

これまでのものと比較して、大きな特徴がある。それは、文書自体が第一部「未来像」と第二部「環境 (Context)」に分冊されたこと。さらに、イギリススポーツの実情が詳細に記述されていることはこれまでと同様であるが、政策目標としての具体像が何等示されていないことである。その一方で、経済全体との関連での分析が強調されている。つまり、スポーツとその関連産業の年間の売り上げ、雇用実績の報告である。一九九二年中頃の失業率が九・五％であることから、スポーツもまた雇用政策との関わりでより強い分析が求められる実態を示している。

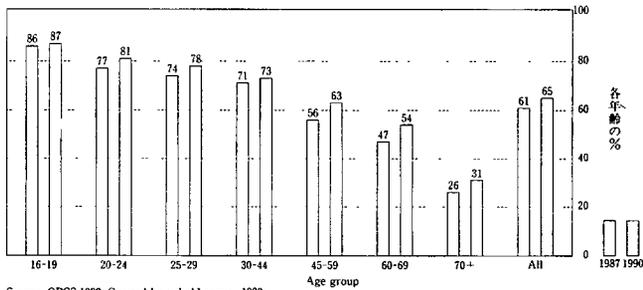
国民体力調査によれば、成人のイギリス人の八〇％が「健康維持のためには日常的な運動は必要」だと応えているが、男性の七割、女性の八割が十分な運動をしていない。また、男性の四八％、女性の四〇％が肥満傾向にあり、近年健康への関心が急速に高まっている。

スポーツの実情では、「この四週間内にスポーツをした」経験のある人は、図5-1のように全体で一九八七年の六一％から一九九〇年には六五％に上昇している。

これはこの間のスポーツ参加諸施策の成果でもある。こうして、イギリス総人口の三分の二にあたる三六〇〇万人が、「月に一度」は何等かの身体運動に参加している。

また、一九八〇年から一九九〇年への既存スポーツ組織への組織率で見ると、クラブ数が増えている割りにはクラ

図5-1 年齢別参加(1987と1990)一調査前1ヶ月の参加



Source OPCS 1992 General household survey 1990

表 5-1

a 国立施設	1億6100万ポンド
b 特別施設	16億ポンド
c 地域施設	22億5000万ポンド
d 高度化援助事業	4億ポンド
e 参加基盤整備	2億1000万ポンド
合計	46億2100万ポンド

(7393 億 6000 万円 : 1 £ = 160 円で換算)

ブの規模自体は縮小化している。さらに、スポーツ人口自体も増えているわけであるから、既存組織以外での増加を示していることになる。

社会階層、民族的な側面から見ると、これまでと同様に専門職や管理職の層が八〇〜七〇%の参加率であるのに比べて、準熟練工や未熟練工では五五〜四〇%程度であり、民族的には白人系六五%、西インド諸島系五九%、インド系五〇%、パキスタン系三七%となっており、社会階層と民族がかなり高い相関関係を示すと見られている。つまり、白人系は専門職や管理職に多く、他方西インド諸島系以外は準・未熟練工に占める割合が多い。

財政面で見ると、これまでの公共予算は都市問題対策つまり社会的弱者への援助を重点化した。自治体の施設運営は強制競争入札(CCT)によって、多くを民間業者に委託した。そして競技力向上等はスポーツ振興基金(SAF)を通して、企業からの献金に大きく依存することを求めた。

個々の具体的な数値は示されないが、表5-1は先一〇年のスポーツカウンシルからの補助金の内実である。総額七三九三億六〇〇〇万円であり、年平均七四〇億円になる。もっともこの中には施設維持費や日常的運営費は含まれていない。

スポーツの経済的効果を見ると、大きく飛躍した⁽³⁾。失業率は一九八八年の八%から一九九二年中頃には九・五%と再び増加したが、スポーツ分野での雇用は八五年の三七万六〇〇〇人から二四%上昇して九〇年には四六万七〇〇〇人になった。

国内総生産(Gross Domestic Product: GDP)でも八五年の一・四%から九〇年には一・七%となり、スポーツ関連分野からの付加価値(Value Added)は八二億七〇〇〇万ポンド(一兆三三三二億円)である。消費者支出では八五年の四三億七〇〇〇万ポンド

から一二三%の上昇をして九七億五〇〇万ポンド（一兆五六〇〇億円、一兆一六〇〇円）市場である。また、特にレジャー活動に占めるスポーツの位置は八六年から九一年までの上昇はスポーツが二八%で最も成長率が高い。⁽⁴⁾

しかし、中央政府と地方政府の支出は、その収入が若干増えているにも拘らず、いずれも減少しているところにマネタリズムの政策を見て取ることができる。

こうして、イギリスのスポーツ経費も政府援助は削減され、国営宝籤など、いわば国民の、しかもその大半は経済的に低位に位置する民衆からの資金である。こうした財政構造に大きく変動しつつあるのが実情である。

(1) The Sports Council, *Sport in the nineties: New horizons, part one: the vision, part two: the context*, 1993.

スポーツカウンシルでは、この間だ、この政策の基本となる以下の文書を公表している。

● Sports Council, *Women and sport. A consultation document*, 1992.

● Sports Council, *Young people and sport. A consultation document*, 1992.

● Sports Council, *National Demonstration Projects: Major lessons and issues for sport development*, 1992.

● Sports Council, *A countryside for sport. A policy for sport and recreation*, 1992.

(2) この点で、日本の場合には「最近一年間に一回以上」というのが文部省等の調査の大きな基準である。これでは、調査内容の意義やそれからの指針を考える上で、あまり意味はないように思える。因みに、一九九二年の調査では、七二・六%であった。(『体育・スポーツ指導実務必携』きょうせい、平成五年版)

(3) Henley Centre, *The economic impact of sport in the United Kingdom in 1990*, Sports Council, July 1992.

(4) The Sports Council, op.cit., *New horizons, part2*, p. 11, table-1. 1, 1993.

第六章 戦後スポーツ政策の時期区分

イギリスのスポーツ政策の確立は一九六〇年以降であり、スポーツ政策研究は一九八〇年代以降の特徴である。前者はこれまで述べてきたとおりであるが、後者は第三部「スポーツ政策研究」で詳述する。

スポーツ政策史の時期区分は政策の展開それ自体の変遷の区分であるが、そこには研究の視点、立場が介在する。これまでに記述した時期区分は筆者の立場からの結論であるが、他の区分について、政策研究の代表的なイアン・ヘンリー氏を素材に簡単に触れておきたい。

1 ヘンリー氏の時期区分

①ヘンリー氏は一九八九年当初、戦後のレジャー「政策」史を一九七六年を境に二期に区分していた。⁽¹⁾(以下図6-1参照)それは、労働党政権下で国際通貨基金(IMF)から福祉予算の削減を条件とする借款を得たことが福祉国家の「終焉」を意味するとの立場から、スポーツ政策の根本も変化したと捉えた。

②しかしヘンリー氏は翌年の論文では次の四期で区分した。⁽²⁾

a 伝統的多元主義 (Traditional Pluralism) 戦後〜一九五〇年代

コマーシャル(プライベート)とボランティアが中心で国家は補助の段階であり、一九五九年の総選挙でもスポーツは選挙政策とはなっていない⁽³⁾。この意味で、国家の主導性もなく、三者の並列であることから、プルーラリズム(多元主義)と呼んだ。

b 福祉改革主義 (Welfare Reformism) 一九六〇～一九七〇年代半ば

スポーツが教育、医療、住宅と同様に、基本的人権 (Fundamental Right of Citizenship, Civil Right, Right of Citizenship) になった。一九七五年の環境省白書『スポーツとレクリエーション』はその理念的承認である。しかしその直後の事件が労働党政権を襲った。つまり七六年のIMF借款による福祉国家の衰退である。スポーツやレクリエーションへの市民権 (Rights of Citizens) は原理的には承認されたが、一九七〇年代後半までに予算カットが進行した。

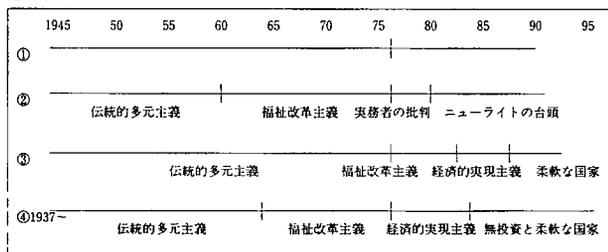
c 実務者の批判 (The Managerialist Critique) 一九七〇年代後半

「スポーツ・フォー・オール」政策の下でも、人種的、階級的、性的、年齢的な格差を生んできた。こうしたことから「スポーツ・フォー・オール」の見直しを現場からも求め出した時期である。⁽⁴⁾

d ニューライトの台頭 (The New Right and sports policy) 一九八〇年代

一九七九年五月のサッチャー保守党政権以降、公共投資の削減方針が推進された。しかしスポーツに対しては厳しくなかった。それは、第一に選挙政策としてのナシヨナリズムの高揚に利用できたこと、第二に都市暴動に見られるような社会不安定への対策としてスポーツが重要であったからである。これにより中央政府から自治体への特別プログラム援助や「アクションスポーツ (Action Sports)」など「スポーツカウンスルの都市問題への対応は高められた。その一方でスポンサーシップの獲得、コマースシャルベース化の奨励が押し付けられ、大衆化はパブリックセクターで、高度化はコマースシャルセクター化という

図6-1



分離も生じた。しかしこの段階の特徴は、経済不況下で福祉としてのレクリエーションと市場原理の導入の矛盾も生じた。⁽⁵⁾

③ヘンリー氏は九三年の著書⁽⁶⁾では、前者と類似しつつも、若干の変化を示した。

「パブリックセクターのスポーツ・レクリエーションサービスの管理スタイルの変化」として、この時期区分が次のように少し変化した。

- a 伝統的多元主義 一九七〇年代前半
- b 福祉改革主義 一九七〇年代後半～一九八〇年代前半
- c 経済的現実主義 一九八〇年代中期
- d 柔軟な国家 一九八〇年代後半～一九九〇年代前半

特に、cとdの時期の名称が変化したこと、そして時期の年代が全体に若干後ろにずれていることが分かる。

④一九九五年二月三日の一橋大学での講演「イギリスにおけるスポーツ政策の発展」⁽⁷⁾がその最新のものが、ここでは次のようになっている。

- a 伝統的多元主義 (一九三七―一九六四)
外的条件の整備やボランティアセクターの活動をとおしての国家の介在。
- b 福祉改革主義 (一九六四―一九七六)
スポーツやレクリエーションが社会サービス提供の一部として、市民権の一部として承認された。六五年のスポーツカウンシル (諮問機関) の設立から七六年の国際通貨基金からの借款まで。
- c 経済的現実主義 (一九七六―一九八四)

スポーツへの国家支出の再編、福祉権や福祉支出の削減と一方での都市内部への支出の増加。前者と共通して経済的現実主義の擁護を使用するが、福祉国家の後退を意味する。

d 無投資と柔軟な国家（一九八四—一九九二）

スポーツへの国家支出の削減、国家組織の新たな柔軟性の導入、国家事業の商業化、一般的にレジチャー、特殊にはスポーツが社会発展よりも経済発展の手段としてみられ始めた時期である。マネタリズムがスポーツ政策にもかなり入り込んだ実態を示している。

⑤ヘンリー氏の時期区分の整合性

以上の論文における時期区分と段階区分は次のようになる。

スポーツ政策史の区分はこれまでヘンリー氏の独壇場であるが、氏においても上記のように変化し、固定化していない。時期区分における基準とする軸と時期そのものが固定化しきれていない結果である。これにはいくつかの理由が考えられる。第一は、この分野が八〇年代以降の新しい分野であるがゆえに、時期区分そのものの議論と蓄積が充分でないこと。第二は、それとの関わりで、ヘンリー氏自身の変遷である。特に九〇年代に入るとフランスで興隆しつつあるレギュレーション理論に依拠した理論展開を示すようになり、この時期区分も多分にその影響が出てくるようになる。これによって、スポーツ政策史の段階区分は一定の確立を見るが時期区分は未確定である。

ところで、ヘンリー氏の時期区分の大きな特徴は三点ある。第一は段階区分が安定してきていることである。「伝統的多元主義」から「福祉改革主義」へ、そして「経済的現実主義」から「無投資の柔軟な国家」という段階である。これはすでに述べたように、スポーツ政策の無方針から福祉国家への包摂、そして経済危機への直面からマネタリズム下での「柔軟な」対応という内容である。

第二は、だがその時期区分は大きく異なっている。特に③の論文における「福祉改革主義」が一九七六年段階から始まっているが、これは氏の一貫性から見て多分誤りであろう。あるいはこのあたりは、時期区分の試行としての苦悩と見てよいかもしれない。この点はそれ以前の②とそれ以降の④とで、一定の共通を持っていることから分かる。そして第三は、氏にとって当初から一貫していることは、一九七六年のIMFへの借款を大きな転換期としていることである。これは既述の四つの論文に共通している。福祉国家論研究において、その「崩壊」をこの七六年段階とするか七九年のサッチャー政権誕生以降とするかは議論の分かれるところであるが、ヘンリー氏においては前者に組んでいるわけである。

だが、問題は一九七六年が例え福祉国家の理念の上での大きな転換点であったとしても、スポーツ政策領域において、それが直結していたかという問題がある。私のこれまでの記述からも分かるように、スポーツ政策の変遷から見てこの七六年を大きな転換点と見ることは無理があるように思われる。七五年の環境省白書『スポーツとレクリエーション』に見たように、スポーツはやっとな福祉的路線に組み込まれたというのが実情ではなかったらうか。もちろんその白書自体、スポーツを権利として承認する一方で、深刻さを増す都市問題対策としての視点をも内包していた。しかし、全体的に見れば、やはりスポーツの権利としての承認の側面を主要な特徴としていたのである。しかし、政治的、経済的背景では既に福祉国家の「崩壊」が進んでいたかもしれない。したがって、そうした背景を指摘しつつも、スポーツ政策としてはこの七六年を時期区分の境界とするには無理があると考ええる。

2 内海の時期区分

以上のヘンリー氏の研究を批判的に学びながら、私はイギリスのスポーツ政策史を既に本稿で展開したように区分

した。特に最後の第五期は未だ流動的であることと、多くが一九八〇年代の延長であることの側面が主要な特徴である。したがって新たな時期として起こす必要もないのだが、その一方で強制競争入札(CCT)を導入し始めた点が大きな時期区分になるかもしれないと思い、敢えて一九九〇年段階で区分した。

それはまた、本稿の直接的な対象ではないが、イギリスと日本との比較の上でも相互の理解をより容易にさせるものと考ええる。つまり日本では福祉国家政策を十分には経験していないが、両国の戦後のスポーツ政策史の段階区分、時期区分上多くの共通する部分がある。イギリスでのスポーツ政策の確立は一九六〇年のウォールフェンデンレポートとそれによる六五年のスポーツカウンシル(諮問機関)の設立以降であるが、日本では一九六四年東京オリンピックへの準備の一環として一九六一年に「スポーツ振興法」が制定され、オリンピックを終了した時点で日本のスポーツ体制が確立した。一九七〇年代はイギリスではスポーツ権の高揚が福祉国家の一環として位置付けられたが、日本においても七二年の保健体育審議会答申を契機として、「福祉元年」の一環としてスポーツ政策が相対的には進展した。七〇年代はスポーツ権の時代であった。イギリス、日本共に、これは七五年の「ヨーロッパみんなのスポーツ憲章」や七八年のユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」のようなスポーツ権の高揚の時期とも一致した。

だが、八〇年代は資本主義の不況の中で、先進諸国はマネタリズムを採用した。この点で、イギリスも日本も共通した。この結果がスポーツ政策に反映した。

スポーツ政策もまた、社会政策の一環であり、社会の政治経済政策の動向と無関係ではあり得ない。特に先進資本主義国の経済発展は戦後になって国民の労働形態、消費形態を大きく変化させ、そこに余暇形態も強く関連した。しかも情報網などの発達の世界の同時進行性を強めるがゆえに、諸国が多くの共通性を持つようになることは一般的である。がしかし、イギリスと日本の福祉や国民の権利保障を巡る歴史の違いあるいはスポーツをはじめとする生活・

文化上の観念やイデオロギーの相違は、スポーツ政策の表面的な類似性の背後になお汲み尽せない大きな相違を含んでいる。それらの検討は引き続き第一部、第三部の展開を経る過程で深められることになる。⁽⁶⁾

- (1) Haywood, L., Henry, I., et al., *Understanding leisure*, London・Hutchinson, 1989.
 - (2) Henry, I., 'Sport and the state: the development of sports policy in post-war Britain', *Social Scientific Perspectives*, British Association of Sports Science Monograph, No. 2, White Line Press, 1990.
 - (3) 「政策となった、ならない」の基準をどこに置くかで評価は分かれるが、本論文の第二章で述べたように、一九五九年の総選挙は労働党、保守党共にウォールフェンデン委員会などの動向を察知して、それぞれに五〇〇万ポンド予算でのスポーツカウンシルの設置を提起していた。
 - (4) 実はこの時期区分が、今一つ不鮮明で分かりにくい。
 - (5) Henry, I. (ed), *Management and planning in the leisure industries*, Macmillan, 1990, p. 4.
 - (6) Henry, I., *The politics of leisure policy*, Macmillan, 1993, p. 119.
 - (7) Henry, I., 'Sports policy in Britain: the implications of structural change for sports policy, and sports management in the public sector', presented at Hitotsubashi University, 3 February 1995. 一橋大学体育科『研究年報』一九九五年八月、参照。
 - (8) 日本の戦後スポーツ政策の展開は、拙著『戦後スポーツ体制の確立』(不昧堂出版、一九九二年)他参照。
- (本研究は森社会工学研究基金の補助を受けた。)